

家に遺存したる高價の器物類は概ね五十歳以前に買入れたものであつた。

氏は手堅き勤儉家である、故に借金などは、なか／＼せぬ人であらうと思ふ者もあるやうであるが、此の想像は大違ひで、其の實氏は大の借金家で、借金好きであり借金を苦にせぬ人である、時として其の使用人等に向ひ「返せぬ借金を爲るは愚人であるが、力に堪へ得る大借金をなす程の者でなくては、大事は成せぬ」と語り聞せたことが有つた、右は之を聞いた使用人の直話である、如何にも氏が小店を開きし以來、いつも其の力一杯の借金を爲さぬ事は無かつたやうである、其の資産が二三萬臺の時にも、二三十萬の時にも、二三百萬、二三千萬のときにも、いつでも力一杯、張り裂く程の借金をして居ない時

は無かつたのである、そして又力一杯に、之を振廻して居る、唯其の振廻し方、貸付方が堅固である爲め、大失敗を來さぬのである、若し氏をして尋常手堅き金融家の如く、常に借金を避け、自己懐中の資力のみに依頼せしめたならば、彼の如き人を驚かす大業は、迎も望み得られなかつたであらう、晩年こそ安田家の資力は充實して借金も少なかりしも、氏が中年頃の安田家は、日本銀行からの借出しが、常に他の銀行よりも多かつたことは事實である、是等は世人の想像と相違した氏の太腹を見るに足るこゝである。

善く兵を用ふる良將の技倆は、敗軍の時に現はれる、苟くも勢よく勝に乗じて進むときは、良將も庸將も粗ぼ同一に見ゆる、然れども一朝味方が利を失つて總崩れこ

爲るに當り、兵器を擲ち輜重を棄て、全軍隊伍を亂して
四散八落するは庸將である、此の際にも旗鼓堂々として
隊伍を亂さず、輜重をまごめ、整然として繰引に引揚ぐ
る者は良將である、即ち街亭の敗に、諸葛武侯が軍を全
うして退きしが如き類である、善次郎氏の取引も、常に
全勝は行かぬ、數多き貸付の中には、随分幾多の失敗
も有つた筈でなければならぬ、氏は其の場合に於て、い
つも軍を全うして引揚るだけの技倆を有して居た、輜重
を棄て隊伍を亂し、潰走する如き事は幾ど無かつた、之
が又大業を成し得た所以の一である、他人と雖ども、
機に乗ずれば、氏の如き大儲けを爲し得たであらう、
し敗軍の場合に、氏の如く軍を全うして歸ることは、
爲し得ぬであらう。

又取引の談判に於て、氏の根強きことも非常である、
談判が最早や破裂に間一髪、云ふ處まで持耐へる、其
の一例を擧ぐれば、氏が其の根室硫黄山の在荷を、非常
に澤山抱へ込んで居た時、或外商が之を引取る相談に横
濱より出京した、再三談判しても不調で、最早相談破裂
と見て取つた氏の店員等は陰に讓歩を望むに拘はらず、
氏は其の主張を曲げず談判を打ち切つて手を分つた、其の
時硫黄山の會計主任たりし原田虎太郎氏も、此の談判に
参加して居たが、もう此の邊で讓歩して貰はねば、あの
持荷を此の先き如何にすべきか、はらくしたさうで
ある、處が一兩日を経て先方が、又會見を申込んだ結果
遂に氏の主張の値段に落着いて事終つた、後原田氏が「よ
くもあの通りに御持耐へになりました、さうして向うの

折れて來るのが分つて居ましたか』と問ふたら氏は笑つて
 『欲しくない者が態々横濱から出て來る筈がない』と答へし
 由、右は原田氏の直話である、其の他往々之に類するこ
 ころが多い、談判破裂の罅際まで、持耐へ得るが氏の常で
 其の根強き性質の一端が、又此處にも現はれて居る。
 勤儉の二字は、氏が常に唱道し、且實踐した所の標語
 であつた、氏の特異なる幾多の性行習癖も、皆此の二字
 を以て律せられ、此の二字の中に含蓄された、苟くも此
 の二字を服膺して努力する者あらば、假令善次郎氏は
 爲り得ぬまでも、皆天分相應の富を致し得るであらう、
 一面から云へば、氏の特異なる性習は經であり、此の二
 字は緯である、彼と此とが織り雜つて、茲に一疋の錦が
 織り出されたこと云ても宜い。

併し尙備らん事を求むれば、勤儉の二字に配するに、
 正愛の二字を以てする事である、勤の弊は取る可らざる
 ものも取らんとする、儉の弊は與ふ可きものも與へざら
 んとする、取らざるは正であり、與ふるは愛である、善
 次郎氏は完人たらん事を期した、故に其の弊に陥るを免
 れたが、しかも尙之を疑ふ者があつた、他人に在つては
 特に之に配するに、正と愛とを以てするを、安全の道と
 する、上記する如く異常なる性格の持主たる善次郎氏は
 そも如何なる地に生れ、如何なる風に生立ち、如何なる
 徑路を経て、如何なる商略を用ひ、彼の絶大の巨富を致
 し得たのであるか、左に述ぶる所を見よ。

第七 本傳の一

生誕—富山の地勢—安田村—富山の人気—
賣藥行商—幼時の環境—其の父祖

徳川^{とくがわ} 覇政^{はせい}の 三百年^{さんびゃくねん}間、 太平^{たいへい}の 絶頂^{ぜつちやう}も 稱^{しょう}す べき 天保^{てんぽう}九
年^{ねん}今^{いま}を 距^さる こと 八十八^{はちじゅうはち}年^{ねん}前^{ぜん}十月^{じゅうがつ}九^く日^{にち}、 越^{えつ}中^{ちゆう}富^ふ山^{さん}の 町^{まち}外^{がわ}
れなる 陋巷^{ろうかう}の 茅屋^{ぼうおく}中^{ちゆう}に、 一男^{いちだんな}兒^じが 呱^こ々の 聲^{こゑ}を あげた、 是^{これ}
ぞ 後^{こう}年^{ねん}我^{わが}が 邦^{くに}の 財界^{ざいがい}一^{いっ}代^{だい}の 風雲^{ふううん}兒^じたる 安田^{やすだ}善次^{ぜんじ}郎^{らう}其^{その}の 人^{ひと}
であつた。

天保九年生誕

余^よの 郷里^{きやうり}は 九州^{きゅうしゅう}の 偏隅^{へんぐう}、 日豊^{にっほう}の 境^{さかひ}に 位^{くらゐ}して 居^ゐる、 故^{ゆゑ}に
九州^{きゅうしゅう}と 上國^{じやうこく}との 交通^{かうたう}には 何^{なん}の 關係^{くわんけい}も なく、 且^{かつ} 交通^{かうたう}不^ふ便^{べん}の
地^ちである から、 他郷^{たきやう}の 旅客^{りやくかく}は、 幾^{いく}ど 通^{つう}行^{かう}する 者^{もの}の ない 場^ば
所^{ところ}である、 然^{しか}る に 唯^{ただ} 越^{えつ}中^{ちゆう}富^ふ山^{さん}の 賣^{ばい}藥^{やく}商^{しやう}人^{にん}だけ は 入^{いり}込^こんで

居て、富山賣薬の名は、余の幼時にも之を耳にしたが、右に關して老輩等の物語るを聞きしに、越中富山は山間の僻土で、俗に所謂立山の地獄谷などのある處、産物僅少、生計不如意なるため、其の土俗は他所稼ぎを以て生業とし、山中に多き熊を獵し、其の膽などを原料として薬を造り、之を他國に販賣するのであること、故に余は子供心にも、越中富山は險阻なる山又山で地勢狹隘、磽确の瘠土であること想像して居た、交通不便なりし舊時に於ては、世間にも或は余と同様に考へて居た人も多かつたかも知れぬ、然るに近年親しく其の地に遊んで見れば、此の想像は大違にて、富山附近は打開けたる平原廣野で、所謂沃土千里、坦々たる平地であり、其の最寄には山を見ぬ、唯海岸から八九里若しくは五六里を隔て、

遙に立山の高山脈が屏風の如く列立して、飛驒信濃と越中との境を爲して居る、此の大山脈より海岸までの間は、實に一望、砥の如き沃野と言つて宜い、なかく熊の足跡一つも見られる土地柄ではないのである。富山市の名は、中世まで日本の歴史に、多く現はれる機會がなかつたが、織田信長が地を北陸に略せしとき、其の部將佐々成政を始め越中に封じ、成政が富山に治せしより、其の名が稍々世に知られた位のものである。立山の山脈より出て、日本海に注ぐ大川が二三ある、其の一なる神通川の水運を利用して、往代より此の河畔に一の聚落が形づくられた、それは海口を溯る一二里の地で、則ち今日の富山である、佐々成政も此處を城下とし、此の河を要害に取込んで、所謂半月城を築いた、即

ち一面は河に據つて城を築いたものである、後前田家が加能越三州を領するに及び、其の支藩を此の地に封じたが、此の藩も亦成政の舊に依り、此の地を城下とした、夫より世は泰平となり、戸口の蕃殖するに従ひ、富山の町は河を超へて新開の附屬地を生ずるに至つた、勿論其の廣さは本部の二三割に過ぎぬ、而して此の二箇所を連結する爲に、舟橋を架設した、右は架橋の經費を省くこと同時に非常の時之を撤去して、河の要害を利用する爲でもあつた、而して此の新開地には粗末なる町家と、末班の士族輕輩の居宅だけがあつた、善次郎氏の舊宅は、即ち此處に在つたのである。

列屏の如き立山の高山脈以外には、此の平野に山なしと記したが、茲に聊かの例外がある、それは山と稱すべ

き高さのものではない、寧ろ高丘とも名づくべき一連の高地がある、此の高丘は立山から海岸に向ひ數里の間起伏して小山脈を爲し、富山市を距る里餘の處に止つて居る、此の山脈が斯く此の地に止まるが故に、往代には留山と稱し、遂に富山と訛稱することゝなつたこと云ふ説もある、兎に角一脈の高丘は、遙に連りて此の地に止つて居るが、富山附近にては、其の高さ約東京愛宕山の二三倍に過ぎぬ、併し若し兵を用ひて富山を攻圍する場合あらば、此の山脈は同地の死命を制するに足ることは、誰の目にも見ゆる所である、昔し秀吉が柴田を越前に亡ぼし、長驅して北陸に入り、柴田の同盟たりし佐々成政を挫かんこ、兵を富山に進めしとき、果して此の丘上に陣取つた、因て今に至るまで、其の地を太閤山と呼んで居

安田村

富山に移住
せし人

百五十年前

安田善次郎

賣藥の濫觴

前田近江守
正甫

る、其の麓から程遠からぬ地に一小村落が有つて之を安田村と云ふ、此處の一農家の二男に善次郎と稱する者があつたが、今を距ること百五十餘年前に、富山に移住して商業を営み、其の出所に因んで屋號を安田屋と稱へた、封建時代には、百姓町人は苗字を許るされざりし故に、唯善次郎と云へる名前のみを其の後、代々相承けたものである、後年士籍に入るに至り、其の店名を苗字として、安田を姓とした。

前にも記する如く、熊の足跡すら見出し得られぬ平原沃野の富山藩に、何故に賣藥が創製せられたか、是又一問題である、之を聞く、昔時富山藩の三代目に前田近江守正甫と云へる藩主あり、極めて聰明の人にて、殊に其の心を本草學に用ひ、斯學の大家を招聘し、従つて藩内

賣藥行商の
始

にも此の學に篤志の人物等を生ぜし結果から、遂に藥劑の製造を始め、之を領内の土民に頒與したるに、人を利するここ甚大なりき、之を傳聞せし他の諸侯等より幕府の殿中なごにて往々藩主に藥劑を所望する等のことあり、又領外の各地より、藥方の傳授を望む者も生ぜしかば、寧ろ廣く之を世間に頒布せば、一は衆人も利し、一は藩民をも富ますべしとの考より、次第に藩外に向つて賣藥行商の途を開きしが、其の評判益々盛んとなり、遂に日本國內には富山賣藥行商の足跡を印せざる地なく、如何なる僻邑邊土にも反魂丹、熊膽丸、妙振出し等の名を知らざるものなきに至り、年を経、世を重ぬるに従ひ、其の事業は益々發達し來つた、現今同市の賣藥行商の收入金額は一ケ年數百萬圓に上るを見ても、其の往時の盛

大が想ひ見られる、人口僅か七八萬を出でざる同市に
 て、一ヶ年數百萬圓の收入ありとすれば、賣藥なるもの
 が如何に同地を潤し居たかを知るに足らん。
 昔交通が不便を極め、殊に各藩割據して、藩外の事は
 露知らぬ者計りなる時代に於て、獨り富山の賣藥行商人
 等のみは、日本全國到らぬ限もなく、年々の賣捌に赴く
 者、賣上金を取立つる者、是等が富山に歸來せし時の物
 語は、いづれ各地の商況又は利益を得るの巧拙、又は諸
 方の奇談珍説等、數限りもなく之を齎し歸つたであらう、
 従つて同市の青年等は勿論、婦人子供に至るまで、苟も
 利益のある所は、日本國內何れの地にも踏出さんとする
 壯快の気分は、自然と全市内に漲つて居たと想像しなけ
 ればならぬ、他藩では江戸まで行くにも、泣別れを爲し

たる時代に、富山商人が外遊出稼を喜ぶ人氣は、本篇の
 主人公なる善次郎氏に、如何なる刺撃を與へたであらう
 か、之亦想像に難からぬ、凡そ諸種の方面に、大事を成
 せし人々の經歷を點檢するに、其の周圍の事情、環境
 の形勢、此の左右されないものはない、之を思へば、此の
 土地と此の人氣とは、善次郎氏なるものを出現せしむる
 に於て、又大に力ありと言はねばならぬ。
 氏は父を善悦と云ひ、母は太田氏、名は千代と云ふ、
 氏の祖父父母に、實子なかりし爲め、善悦氏夫婦共に所謂
 取婿取嫁である、併し善悦氏は襁褓の中より、早く安田
 家に養はれ、恰も實子の如く育て上げられた、其の父母
 は子なきに反し、善悦氏夫婦は、澤山の子福者で、十餘
 人を擧げたが、其の三男三女、合せて六人は不幸にして

夭折し、留存したのは僅か一男三女で、善次郎氏は其の長子で幼名を岩次郎と呼んだ。斯く多数の子女を失った後、僅に残りし唯一の男子なりし故、父母の鍾愛は一方ならなかつた、又他の夭折せし兄弟と違ひ、氏は至つて强健に成長し、今は已に六七歳となつた。

善悦氏も勤勉にして材幹あり、貧苦の中から若干の貯金をなし、士族の末班たる輕輩の株を買つて、士族の末に列するこゝが出来た、當時士族は農工商から羨まれた上に、左の事情が大に善悦氏を促して士族の株を買ふに至らしめた、氏の祖父の頃に北陸が嘗て凶歳に逢ひ、平民は糊口に差支へ、幾ど餓死するほどの境に在りしに、士籍に列する人々は、其の末班の者までも、藩主より俸

米を受け、其の生命を維ぐに、些の苦勞も爲なかつた、之を見た氏の祖父は、假令輕輩たりとも、生活の安全を圖るには、藩主の俸米を受くるに如くはないと考へ、常に此の事を子孫に話して居た、右の訓に従つて善悦氏は苦心の上貯金し、辛じて下士の株を買ひ得たのである、尙其の後も勤勉の結果として、茶坊主にまで取立てられた、父の行爲が其の子に影響を與ふるものこそせば、此の人の勤勉材幹は、其の子岩次郎に多少の感化を與へたでなければならぬ、假りに氏は其の子の出世なしとするも、兎に角自身に餘生を送るだけの手當覺悟はあつたものこと見え、後年善次郎氏から東京に呼迎へられた時には、其の囊中に千五百圓乃至二千圓を携へ來たやうである、此の一事を推しても、親の代から既に勤儉の家風であつた

家計豊なら
す

内職も勤む

ご察せられる、併し之れは後年の事で、岩次郎の生れた頃、安田家は、極めて不自由の家計であつた、元ごく株を賣買せらるゝ程の下士故に、其の俸米も裕なる筈はなく、一日に受る所は、僅に四合五勺乃至一升到底立行き兼ねるより、何れも皆内職を心懸けたもので、右は各藩とも同様であつたが、特に此の藩には、此の風が行届いて居たかと思はれる。

第八本傳の二

下士の内職—七歳の花賣—十二歳の行商人—寺子屋—分別者—賃寫巧筆—晝夜の辛勤—江戸に出る決心

徳川氏の憂慮

諸侯の向背

百萬石前田家安金策

徳川氏が覇權を握つて以來、其の常に憂慮する所は、大諸侯の向背であつた、大諸侯と云ふ中にも、外様大名、言換へれば太閤大名、則ち豊臣時代からの雄藩強國、西に於ては島津、毛利、北に在つては前田の如き、皆徳川家の目の上の瘤である、實に徳川氏に取つて是等有土の主の離反抗敵ほご恐るべきものはない、特に前田家は百萬石の大封を擁して、中原豊饒の地に居たから、幕府猜疑の眼は、絶えず其の動靜に注意されて居た、斯る状態

の下に在つて、若し前田家なるものが、常に武備を張り、殺氣を帯ぶる士風を鼓舞すること、薩藩の如くならんには、夫こそ由々敷き大事にて、小なれば削封、大なれば轉封の禍は、立ちどころに至つたであらう、故に前田家の爲に計るに、第一の良策は、此の猜疑を散ぜしめ、幕府をして、彼前田家何をか能く爲し得ん、彼又與し易きのみを安心せしむるに若くはなし、斯の如ければ前田家は實に安穩無事である、故に前田家の謀臣智士は、一藩の士風を懦弱に陥らしめざるに留意し、武を修するの心懸を怠らしめざるは勿論ながら、其の士風を慄悍殺伐ならしむることは、可成く之を避けたかも知れぬ、其の爲めには、人氣を溫和にし、士風を優雅ならしめ、彼の加藤清正が、其の藩の將士に謠曲亂舞を嚴禁せしことは反對

支藩富山

に、謠曲、茶の湯、骨董の愛好を公許して居たかも知れぬ、近年東京に於ける書畫骨董商が加能、越より出る者多きも、畢竟は是等の關係より生ぜしには非る歟、加賀本藩の風氣、既に此の如しとすれば、支藩たる富山の如きも、亦其の意を體し、士族をして他藩よりも營生に其の意を用ひしめたかも知れぬ。右は或は穿ち過ぐる評かも知らざるも、兎に角富山藩にて下士の末班に在る者は、自己は勿論、其の子弟をして内職商賣をなさしむることは、公許されて居た由である、當時善悦氏と地位なる士族の子供は、一般の慣例として、七八歳より寺子屋に入るに共に内職を爲して十二歳に及び、十二歳以上となれば、寺子屋を退き、全く其の家の内職を手傳ひ、商業に従事する慣しであつた、

内職の公許

扱七八歳より十二歳まで、兒童等は如何なる内職をなすか尋ぬるに、彼等は朝早く起き出で、寺子屋に行く前に、花賣りをすることである、同地に於ては何れの家も、朝毎に花を神佛に供するの習俗があるので、可憐なる花賣兒童の手から、之を買取てやつたものである、此の風は今日までも遺存して今の兒童等も小學校に行く前、必ず花賣りをなす由、岩次郎も、はや七八歳となり、寺子屋に入り、毎朝例として此花賣りを爲たものである、斯くして幼年から、彼は既に商賣に慣らされて成長した、又同地にては子供等の賣上から生ずる僅少の利益は、小遣として彼等に與へらるゝ慣なりしが故に、岩次郎も亦之を得て貯金をなすつゝあつた。

寺子屋の日課は何れの地も同様で、先づ習字を主とし

て其の傍ら實語教、又は四書五經の素讀を爲さしむる事であつた、岩次郎は其の時代から、己に利發者と稱せられた、此の寺子屋は、氏の舊宅を距ること二三町の所に在つて、氏の舊宅と與に、今尙存在して居る。

岩次郎の勤勉貯蓄の天性は、早く此の時代から現はれて來た、彼は寺子屋の同年輩を結合して、毎日一文づゝの貯金を始め、組合の者が一箇月づゝ、輪番に之を掌るの規約を定めた、嘗て其の一人が管理の法を誤りしこて、氏は痛く之を責めて、喧嘩をした杯の話が今に土地の老人間に傳へられて居る、岩次郎は寺子屋の成績に於て、既に優等と認められて居た、十二歳で寺子屋を出る頃には、既に人に依頼されて居た、帳面の表書を爲し遣る程に上達し、子供仲間、岩さんは手書きと譽められて居た。

分別者の岩次郎

稼業振り

其の寺子屋は、神通川の附近にありし故に、彼は寺子屋友達と與に、河伯の如く朝夕此の川に出没した、其の爲め水泳も達者であつた、彼の幼時を知り居る古老の話に據るご、岩次郎は腕白ながらも、手にをへぬご云ふ程ではなく、孰れかご云へば、少しませて居た方で、子供仲間でも、分別者ご云はれる質であつたご云ふ、彼が後年の態度から推して、如何にも左様であつたらうご思はれる、或は子供同志の喧嘩の仲裁に這入るごか、或は組合を作つて、其の采配を振るごか云ふ性質であつたらしい。

扱寺子屋を出た十二歳以後の岩次郎は、直に稼業に従事せねばならなかつた、彼は尙孱弱き身を以て、子供相應の小なる天秤棒を擔ひ、富山から近在にかけ、日々往

商賣上の工風

人一倍の辛勞

貯金
嘉永六年
十六才

復二三里の所を野菜の行商をしたものである、其の時から已に、友達朋輩より勉強で、且商賣に工風を用ひたやうである、朋輩は其の荷物を賣り了れば、肩を休め空手にて家に歸るのが通例であるのに、岩次郎は又戻り荷を保持返つた、彼は富山から野菜を仕入れて、二三里を隔てし岩瀬ご云へる地に之を賣込む、同地は漆器の産地であるから、戻り荷には、其の漆器を荷つて、之を富山に賣捌たから、朋輩に比すれば二重の利潤を得て居た、而して彼は其の割を父母から貰ひ受けて、之を貯金したのである、毎十二三歳の子供が、力に堪るだけの重荷を背負て、毎日往復五里以上の道を辿つた譯である、斯くして十六歳頃まで、此の苦勞ご此の勉強ごを毎日繰返しつゝあつたが、貯蓄好きの天性は此の時にも現はれた、父善

悦氏が數年前に土蔵を作つたが、力足らずして蔵の扉だ
 けは、之を後廻しとして、其の儘に打過て來だ、然るに、
 岩次郎は四五年間に積み得たる己の貯金を割いて、父の
 爲に土蔵の扉を造つた、又其の妹等が始めて寺子屋に入り
 し時、其の入用なる机文庫の類は、兄からの進物として、
 自己の貯金より買入れ與へたこと云ふ話も残つて居る、凡
 そ是等は當時を知り居る老人等の實話である。
 岩次郎は、斯く日々行商に辛苦し、身體の疲勞し居る
 にも拘らず、夜は又寫本を爲して金を取つたものである、
 例の根氣よき天性は、既に此の時から現れ來つた、當時
 彼の寫本は太閤記であつた、徳川時代には太閤記は、ち
 と憚かる場合もあり、又大部のもので版本の價格も高か
 りし故に、之を買入るゝは餘程の金持に限られ、大抵の

者は寫本を弄んだのである、太閤記は大部であるから、
 寫本の金も相應に取れたらしく、彼は太閤記を二部まで
 寫し了つたこと云ふ、彼は字が得意の方で、寫本も美事であ
 り、定めて割合好き仕事と爲たであらう、常人なれば稼
 業の時間を割いても、遊戯を爲し度き若年の頃でありな
 がら、晝は行商、夜は寫本、貯金の爲めには身に聊かの
 餘裕をも與へぬ所、己に稀有の若者である。
 扱、彼は己に十七歳となつた、此の頃は諸藩とも同様
 の風儀で、下士は門地ある上役に懇意な人があること、其
 の家の手傳ひに頼まれ、折々行つて働くことがある、例
 へば組頭ならば組下の足輕が時々來て家事を手傳ふ等の
 類である、父善悦氏は茶坊主であつたから、其の支配頭
 たる何某の家に、若年なる岩次郎を代人として出入せし

め、他日引立を受くるの助ごもなさん爲であつた、岩次郎は暫く其の家に住込んで居たことも云はれる。

行商の刺撃

然る處、黒船の出没が始まり、世上には騒動の風がそよ／＼と吹初め、何ごなく唯ならぬ有様となつて来た、加るに日本全國を跨りかけ、利益のある所は山間僻地をも厭はず、頻繁に往來する賣藥行商の若者等と、日夕談話を交ふる毎に、岩次郎の胸中に、大刺撃を受けずして已むべき歎、又明敏なる彼は今の忍耐と今の勤勞とを以てせば、より大なる利益を得るの道なきやこの疑問を生ぜずして已むべき歎、日々重き荷を負ふて五六里の道を往來し、夜は遅くまでも寫本をなして、得る所は實に僅少である、聞くが如くんば、都會には廣闊の天地ありて、大利は路上に墜されてある、之を拾ひ得るの容易なるは、

前途の所信

恰も芥を攫むに同からん杯と、考へずして已むべき歎、自己の忍耐勤勉は已に深き所信あり、唯之を如何なる地に用ひて、最も多くの利益を獲得し得べき歎、財界の風雲兒は、今や漸く彼の前途を、種々に考慮することを始めた。

第九本傳の三

太閤記 十七歳の家出 山路に迷つて引返す 二十歳再度の脱出 江戸に着く 富山に連れ戻さる 許されて三度目の出發 奉公稼

太閤記

安政元年 十七歳

彼の少年が太閤記を、全部二回まで寫し了る間には、充分に此の書を熟讀したること勿論にて、豊公の立身出世は、彼に多大の刺撃を與へ、人は働き次第にて、一生に如何なる大業をもなし得べきもの、又草履取の如き微賤からも、關白に爲り得べきもの、特に松下嘉平次の家から逃出した事杯は、其の胸中に一の手本を描いたかも知れぬ、斯くして十七歳の彼は、江戸に出で、身を立つ

父母掌中の珠

家郷脱出の決心

商界憧憬の動機

べしと決心した。已に三男三女を失ひ、唯一の男子として、彼を育て上げたる父母に取つては、彼は全く彼等の生命であり、掌中の珠である、其の膝下より彼を手放すことは、迎も爲し兼ねることは明白である、危険なる旅稼ぎよりも、安全なる下士の株を守らせ、父子團欒の樂を失はざらんことを、父母の至情は、見え透いて居る、如何に彼が志を立て、幸運を他郷に求むるの利益を説けばとて、父母の承諾を得難きは、幾ど疑を挿むに及ばぬ、こゝに於て此の少年は、父母に告げずして、家郷を脱出すべく決心した。氏が商業を以て、身を立てんと決心した動機に付ては、種々の説がある、本人の直話とて世に傳る所は、或年大

金の力

阪の町人が富山に出張した、其の時藩中の主なる役人等が、之を迎へて鄭重を極めた、其の役人等には下士輕輩が、途中にて逢へば土下座をなす程のものである、然るに彼等が此の客人に對する應接は、又非常の歡待を極めた、而して其の客人は如何なる者か尋ねれば、此の藩に金を貸付け居る大阪の用達商人である云ふ、是に於てか、彼は金力が如何に世事を左右し得べきかを、染々ご悟つた云ふのである、斯る事も無論一の動機は爲つたであらうが、概して言へば當時は封建の世の中で、士農工商ともに皆門地世襲であり、特に社會の百事は、總て士族の掌中に歸し、其の士族中にも、門地に依つて役柄の高低を生ずる、故に如何なる俊才英物でも、志を得ることは容易でない、農工の二職も、其の範圍は高

門地の世襲

稼業の選擇

自由なる商
業界

明敏なる頭
腦

の知れたものである、唯商業界のみ、稍々自由の天地に見えたであらう、尤も主なる商業は、大抵みな特權株と爲て居たから、何人も其の好む事業を、隨意勝手に經營し得る時代では無かつたが、併し他の士農工の三民に比すれば、驥足を伸ばし得べき餘地は、比較的廣闊であつた、是等のことは明敏なる少年の腦裡に、早くも映じ出されたに違ひない、詰り彼は、今の如き辛勞を以て、狭き田舎に働くよりも、寧ろ廣き大都會に出るの得策なるを覺つたのである、山間の小池に躍るよりは、渺茫たる大海に泳ぐの面白きを想像したのである、自己が將來大鯨となりて踴躍すべき、その廣大無邊なる滄溟の愉快を、胸中に描出しては、最早矢も楫も堪らなくなつた。是に於て乎、彼は獨り江戸に出づべく決心した、其旅

間道進行の
覚悟

費は僅ながらも多年の心懸で貯へ居たりとするも、茲に當惑したのは、通行の旅券が得られぬ、従つて道中の關所を越すことが出来ぬ事である、是に於てか尋常の手段では、其の志を遂げられぬと覺悟し、普通の本道たる富山直江津より、信濃路を経て、江戸に出るの路を取らずして、富山より飛驒の山越を爲し、信濃に出るの間道を經ることにした、則ち樵夫の通ふ細道を辿つて、信州に出でんと決心したのである。

安政元年

脱出

一樹の蔭

頃は安政元年九月、富山にては牛が頸神社の祭禮にて、町内の賑なる日に乗じ、窃に飛驒に向つて出發した、普通三日程である所を、二日程にして山越をなさん企て、誤つて道に迷ひ、深林を彷徨して日暮に至り、遙に溪間の燈火を認め、其の茅屋を叩いて、一夜の宿を求めた、

歸郷の懇説

再び家に歸
る

此の家の主人は獵夫にして、妻は既に世を去り、其の子と唯二人にて、淋しき歲月を山中に過して居る者である、主人は深く少年の心事に同情したが、其の來歴を聞いて大に驚いた、彼は己が其の子に對する依闈の情の常に切なるに思ひ較らべ、此の少年の兩親が郷里にて、如何に愛兒の失踪を心配し居るかを痛感し、父母の意を安ずる爲め、是非とも一應は立歸るべしと懇説した、是に於て岩次郎も、終夜此の忠告を思ひ續けて、父母の歎に想ひ到り、遂に意を翻へして、再び家に歸ることにした、一説には此の樵夫が、自ら富山まで送り來りしことも云ふ、後年岩次郎が其の志を得し時、往時の大恩に酬ひん爲め、此の樵夫を尋訪せしに、家を舉げて早く既に北海道に移住せしむかにて、其の行衛を知るに由なく、非常に残念

に思ひしごと云ふ

温情の叱責

時機を待つ

謹慎

安政三年

安政四年

再度の脱出

喜は言はずもがなである、併し父は且喜び且怒り、其の不心得を叱責し、以後は商用の外、決して他出を許さぬここにした、氏は又頗る謹慎してよく其の訓を守り、猥りに外出せぬ程であつた云ふ、斯くして安政二年も過ぎ、三年となりしが、其の間も少年は、初志を翻へすべくも見えぬ、狭き郷里に結果の少なき辛勞を爲さんより、是非とも大都に出で、其の志を成さんご決心し、心中にては絶えず其の用意を爲し、時機を伺ひ居たりしが、安政四年二名の知人が、江戸に出んご欲するを知つた、彼は此の機逸すべからずご爲し、同年四月二十八日同行三人にて早朝富山を出立したが、東水橋町を離るゝ前に、

出府

父母の痛心

浮萍生活

偶然にも母方の叔父なる太田彌助に出逢つた、彼は止むを得ず、彌助に對して、又潜かに江戸に出るの意を説述した、此の時彼は既に二十歳であつたから、叔父も無下に之を妨げずして相ひ別れた、故に氏が出發後、双親は彌助から、早くも既に其事を知つたので、前回ほごには心配をせぬまでも、未だ心の定らぬ少年が、誘惑多き都會に出るの不利を様々に胸中に描きつゝ、彼の行末を案じ續けて居た。

一方岩次郎は、首尾よく江戸の地に足を容れた、彼が多年胸中に描き來りし渺茫たる大海は、今其の眼前に展開された、併し眇乎たる彼は、恰も浮萍の如くごご目指して身を寄すべき所もなかつた、幸に知人があるので、一の風呂屋に草鞋を脱いだが、暫くして又或兩替屋に奉

忠兵衛と稱す

又家に引戻さる

三度家に歸る

公した、湯屋に居た間は、無論その手傳ぐらゐは爲した
 ことであらう、次の兩替屋は、相應に本店であつたから
 して、其の業務の見習は、將來に多大の便宜と爲つた、
 氏は出府して名を忠兵衛と名乗つた。
 然るに故郷の双親は、如何にも子の行末が心配に堪へ
 ぬ、是非とも之を呼戻さねばならぬと、叔父彌助に此の
 事を託した、因て彌助は江戸に出て、本人を説諭して、
 其の嫌がるのを顧みず、遂に之を連れ歸つた、是に於て
 か岩次郎が二度目の脱出も亦徒勞に歸し、再び富山に住
 むことゝなつた、彼が江戸に在りしは、僅々四五箇月に
 過ぎなかつた。
 併し短時日ながら、一たび江戸を目撃せしことは、將
 來彼が父母を説得するに、非常な便宜となつた、彼は其

江戸の印象

出府の許可

公然の出府

の江戸にて見聞せし事實を述べ、將來の出世に最も利便
 あることを、最も都合よく兩親に吹聴したことであらう、
 又在府中の自己の行動をも、双親の安意する如く話した
 に相違ない、而して初志を貫徹する爲には、又機を見て
 必ず脱出すべく、其の志の到底回らし難きことをも、叔
 父を通じて暗に双親に知らしめたことであらう、是に於
 てか双親も、彼の志の遂に奪ふ可からざるを察し、又將
 來却つて彼の爲に幸福なるべきやに思ひ到り、遂に公然
 と其の出府を許可するに至つた。
 岩次郎の再従兄弟に、林某なる青年があつた、此の時
 恰も彼は江戸の聖堂に入學する爲め、出府するこゝとな
 つた、此の如き佳伴は、又と無かるべしとて、父母に請
 ふて、之と同行するこゝとなり、彼の多年の宿志は、始

めて茲に達せられ、天下晴れて江戸稼をなす身となりて
 出發した、右は安政四年にして、今を距ること六十八年
 前、彼が廿歳の時なりき。
 鬼には金棒、商人には資本、如何に縦横の商略ありこ
 も、資本なき赤手空拳では、商人は何事も成し得られぬ、
 他人の助を借らず、少額なりとも、自立營業に足るの資
 本を積み得れば、先づ茲に商人たる一段階を登つたもの
 である、次では右の自立營業の利益を以て、生活の安定
 を得るに至れば、第二段階に進み得たものである、是れ
 以上は當人の働き次第で、破竹の勢で進み得る譯である
 が、儲其の第一段階たる資本を、赤手空拳にて積み得る
 ことは、難中の難事で、大抵は此の第一段を昇り得ずし
 て、世を終るものが多い、而して其の第一段に達するの

道は、先づ雇人生活に入るの外は無い。
 此度の出府で、彼が最初に住込みたるは先度一旦奉公
 せし兩替店なりき、それより後、或は玩具の受賣りをな
 し、或は海苔、鯉節の小賣屋の若者となり、斯く商賣こ
 奉公にて、約六年の歲月を経た。
 其の間の辛勞は、勿論尋常で無かつたらしい、流石に
 此の人の根氣と勤勉を以てするも、給金の中から、剩
 し得る所のものは實に少額で、容易に自立自營の資本を
 得るには至らなかつた、此の時に於て其の心志を苦しめ
 たことは、又却つて後來の大成に資すべき好箇の試練で
 あつた。
 彼は奉公先に於て、いつも主人の氣に入つたのみなら
 ず、近隣の人々にまで、氣受けが宜かつた、例せば早朝

如才なき奉
公振り

後年の三賞
業家

に起きて、其の家の店前を掃除するのみならず、近隣の
前まで、必らず掃除してやる杯の働きをする、其の爲め
氏の評判は中々宜しく、萬事此の調子で行く上に、愛嬌
もあり世辭も宜し、そこらにて良き奉公人の模範と噂さ
れた、横濱の富豪故増田嘉兵衛氏は、氏と奉公友達で、
同氏の奉公店と、氏の店とは向合ひであつて、朝夕互に
交遊したと云ふ、又大倉喜八郎氏も、其の頃は或兩替屋
の雇人であり、同業である所から、知面相識の間柄にな
つたと云ふ、是等の三人が、何れも皆後年に、我が商界
に著名の人となりしも奇縁である。

第十本傳の四

六年間の奉公 兩替業の習得 小賣業の見
習 災厄不幸 露店の兩替商人 小兩替店
の主人公 妻を迎へて共稼 小賣の繁昌
通貨の大變動

玩具の行商
行商より得
たる教訓

右六年の奉公稼の間に、氏が習得せし商業上の心得は
甚大であつた、尤も右六年の中に、自分稼ぎに類せし商
業を爲せしこともあり、そは玩具の行商なりき、氏は或
玩具店の主人の信用を得て、同店の貨物を借入れ、市中
を賣歩き、日々賣上げの歩合を、貰受くる約束なりし如
し、此の行商を爲せし爲め、江戸の地理風俗、其の他を
會得せし利益は少からざりしも、金錢上の得益にては、
誠に僅少にして、到底充分の資本を稼ぎ出すことの至難

なるに思當つた、因て此の事は間もなく廢止して、又奉公稼をなすことゝなつた、右玩具の行商は、僅に一年以内で、後の五箇年餘は、専ら兩替屋の奉公人であつた、此の頃の兩替屋には、專業と兼業との二種あり、專業の店は兩替のみなれども、兼業の店は鯉節、砂糖、鶏卵の小賣と、兩替を兼ねるものにて、斯る業體は、今日も尚東京市中に見得るやうである、氏は專業兩替屋にも、兼業兩替屋にも、奉公をしたのである。

兼業の店に奉公せしときは、兩替のみならず、鯉節、鶏卵、砂糖、などの仕入より、顧客の取扱方まで、習ひ覺えたる譯にて、其の專業兩替店に在りしときは、古金銀、質金等の見分けより、貴金屬の品位等の鑑別迄も、習得したのである。

利發明敏なる氏は、早くも右諸品の小賣などの呼吸を充分に呑込み、後年獨立開店の基礎を作りつゝあつたのである、又專業兩替屋に於ける、金銀及び貴金屬の鑑定に至つては、最も熟達する事が早かつた、其の頃、兩替屋の奉公人が、専ら盡力せしは、古き大判小判を始め、當時の金銀貨、二朱金一步銀等の見分け方で、右は餘程難儀なるものなりし由、先づ普通の方法として、金銀の判定には、専ら試金石を用ひたれども、兩替屋の奉公人たる者は、肉眼にて直に金銀の品位を判定し得るほどでなくては、役立たぬものであつた、氏は此の事に最も熟達せし爲め、奉公先では頗る重寶がられたと云はれて居る、氏が右貴金屬の鑑定に特に熟達せる其の技能こそ、實に將來氏をして、巨富を致さしむるの一大楷梯となつ

た事を記憶せねばならぬ。當時は幕府の威力已に衰へ、政令行はれず、諸藩に於て往々金銀貨を私鑄するものありて、是等の私貨は、已にほつゝ其の顔を市場に現はし始めた、一方に於ては又外國貿易の端開け、洋弗などの輸入も始まりかけた、是に於てか兩替商の金銀品位の鑑定は、世上に於て非常に大切缺ぐべからざるものとなつた、何となれば其の頃は世上一般、總べて現金通用の世の中にて、紙幣なるものはなかつたからである(諸藩に於ては、藩札なるものありて、紙幣通用の世であつたが、江戸始め大阪京都の如き大都會は、總て現金取引であつた)又其の頃は、銅錢の種類も非常に多く、各箇毎に品位の高低種々なること、殆ど想像の外である、加ふるに外國貿易開けてよりは、

銅錢の如きも、種類に因て色々価格の相違を生ずる時代となり始めた、故に是等の鑑定取扱は、總て之を兩替商に待たねばならぬ。日用物品の賣買は、總べて硬貨を用ひ、全く紙幣なき世の中で、其の貨幣に種々の眞質ありせば、兩替屋が世間に必要にして、且重寶がられたことは、紙幣通用の現代の人には、想像し得られぬことであらう、氏がかゝる時代に於て兩替屋に奉公し、諸金屬鑑定に熟達したことは、將來の發展に大便宜と爲つたのは云ふまでも無い。氏は六年の奉公稼に因て、得る所此の如くなりしと雖も、其の間に二回の災厄を蒙つたことがある、其の一は奉公先の兩替店が、質金使用の嫌疑にて、主人が拘留せ

らるゝに至り、其の取調の爲め、證人として店員の重なる者も亦二三日の拘留に逢ひ、氏も其の中の一人として、その厄を免るゝことが出来なかつた、併し其の事は元過失に因るここ判明した爲め、主人は固より、店員等も何等の咎めなく放免された。

又他の一は、氏が奉公先の主人に隨行せし折のころ、思はれるが、一年上國を巡遊して、大和國多武峰に詣でた時、氏は不圖寺塔の何れの所にか樂書をした、世間の青年が旅行先にて、後の記念の爲め、又は知人の來遊者に誇るが爲に、『何年何月何某來拜』など、神社佛閣の壁に記名するは珍らしからぬことであるが、氏も多分之を爲したものと見ゆ、然るに多武峰にては、樂書が非常の禁物で、見廻りの役人に見咎められ、直に引立てられて

拘留所に打込まれたのである、其の頃同山は自治制を許されて居たから、領内の小犯罪などは、自分で處理する權力があつたものである、拘留所の主任等は、犯禁の旅客から、賄賂を得て放免する慣習のあるものと見え、氏に向つて金の要求を初めた、此の時氏は、之に應ずる程の金を持たなかつた、因て到底此の儘にては、迎も放免されぬこと考へ、拘留所から隙を狙つて逃走した、然るに山内の關門に於て、再び取押へられ、嚴重の咎を受けんさせし所、折よく其の場に來合せた一人の老僧が之を憐み、氏が禁を知らずして之を犯したる所以を陳謝し、幸に無事放免される事となつた、(氏が後年成功せし時、其の恩を謝せんとして、同山に赴きしに、此の僧は肥後の天草に轉住して面會を得ず、氏が其の後機を得て九州に

至り、彼を訪問せし時は、既に歿後であつたので、其の墓に香花を供し篤く之を弔したと云ふ。

母の逝去

終生の恨事

又此の外に、氏の爲には一大不幸と目すべき事が生じた、夫は氏の母千代子刀自が、氏の獨立營業を始むる前年の十二月、富山に於て逝去した一事である、母堂は實に其の最愛なる唯一の男兒が、身を立るを見るに及ばずして、早く逝たのである、右は氏に取つて蓋し終生の一大恨事であつたであらう。

扱、六箇年餘の奉公稼の後、今は何さかして細くたり

こも、自立の稼業をなさんものと企てたが、何分にも資

金がない、氏の勤勉と貯蓄を以てしても、其の頃の給

金、一年僅に二兩二分、即ち二圓五十錢にては、如何に

當時の諸物價が低廉なりしとは云へ、一年に餘し得る所

獨立營業の決心

獨立
細々乍らの獨立

文久三年十月

二十六歳

露店の兩替屋

幾程もない、假令へ六年の歲月を重ねるも、其の高は氣の毒なほごに僅少なものである、併し氏は此の僅少なる資金を以て、獨立の營業を爲さんご決心した。

依て先づ日本橋樂屋新道の棟割長屋に陣取つた、無論

獨身である、此の長屋には獨身者が多く割據して居たこ

見える、氏の隣家には澁谷嘉助氏も居たご云ふことであ

る、今の嘉助なる人の祖父なるべし此の長屋住居の若者等

は、日々稼ぎ歩いて歸り來れば、互に其の日の得益の多

少を誇り合ふたこの話も残つて居る、當時善次郎氏の資

本は、僅に五六兩であつたからして、此の資本にては兩

替店を開く譯に行かぬ、依て日本橋の小舟町邊の或四辻

に露店を出すことゝして、戸板の上に小錢を並べ、茲に

哀れなる一の兩替店が開られたのである、所が例の愛

辛抱者

長井氏の眷
願

小兩替店の
開業

嬌ご利發ごで、相應に得意が出来て、氏が日夕撓まぬ勉
 強振りには、有力な人々が自ら目を注ぐ程になつた、長
 井利右衛門氏の家は従前からの富家であつたが、同氏の
 父なる人もあの兩替屋は若いけれども、非常に辛抱者で
 ある、鼻負にしてやるが宜い、杯云ひしことを記憶して
 居るこの話である、同氏の父も風變りの人で、富豪にも
 似ず、一家の惣菜は、必ず自身で買入れる、それは奉公
 人共の喜ぶものを成べく喫せたいこの心懸けからである、
 従つて右の惣菜を、日々日本橋に買出しに行く、往復の
 途には、いつも彼の薄資な若き兩替商人の露店の前を通
 行するので、時々兩替を頼むここから、此の若者に目を
 着けたのであると云ふ、是亦た同氏の話である。
 斯くして善次郎氏は辛抱を積み、稍々店らしき小兩替

元治元年三
月二日

資本金

二十七歳

善次郎ご改
名

屋を、人形町通りの乗物町に開くまでに漕ぎ付けた、其
 の時今迄の儲け溜やら、秘藏の懷中物、煙草入、諸道具
 やら、一切を賣拂つて得た所の資金が辛じて二十五兩に
 上つた、氏が致富の段階は即ち此の時から始まるのであ
 る、それは元治元年、則ち王政維新には五年前、横濱開
 港からは五年後、氏が二十七歳の時であつた、今迄は
 忠兵衛ご稱して居たが、此の頃は善次郎ご改名して、安
 田家世襲の名を繼いだ、儲、始めて開かれた此の店は、
 當時世間の小兩替店の慣習に従ひ、上記せし兼業兩替屋
 である、則ち主なる日用品、鱈節、海苔、砂糖、ご兩替ご
 の兼業である、ところが氏は例の愛嬌ご如才ない態度ご
 で、顧客を引付けること、なか／＼巧妙であつた、當時
 を知り居る老人の話に、氏は鱈節なご買ひに来る客人に

丁寧な商ひ
振り

大評判の繁
昌店

向つて、あれ宜からんこれ宜からん、陳列品中の最も
 宜きうな、しかも價の安きもの杯を、自分の袖にて拭
 ひながら差出す、云ふやうな調子で、如何にも親切丁
 寧であり、又品物も他より格安である云ふここから、
 鯉節は勿論砂糖までも、日々顧客の數を増し、昔年なら
 ずして、大に繁昌し、人形町界限は云ふに及ばず、京橋
 あたりからも、態々買人が來ること云ふ有様で、大評判の
 繁昌店となつて來た、今や此の店には二十七歳の主人公
 こ、小僧一人、炊事を掌る老婆一人、主従合せて三人で
 ある、なか／＼の繁昌にて、兩替よりも、寧ろ右雜品の
 賣行が多く、多大の利益を得るに至つた、併し氏は專業
 の兩替が、將來に大利益あることを忘れなかつた。
 斯くして氏の店は次第に繁昌する、人手は不足すること

妻帯の決心

房子夫人

武家奉公

云ふ譯から、氏に妻帯を勧むる知人等が多くなり、本人
 自らも亦、如何にも人手の不足に閉口し、茲に内助の人
 を得て、家を爲さんと決心した、依て開店後一年餘にし
 て、藤田家の娘なる房子を娶ることとなつた、氏が妻の
 選び方も、亦甚だ思慮深くして、彼は女子の容色に重き
 を置かず、寧ろ其の貞淑と確乎たる性質を選んだ、當
 時江戸の習慣として、相應なる商家は、皆其の女子を諸
 侯の奥向に奉公せしめ、行儀萬端を見習はしめたもので
 ある、藤田家は元刷毛屋を世業とし、此の業體に於ては
 舊家であり、堀部安兵衛の書せし看板なごも、持つて居
 た云ふ方ではなかつた、併し此の頃は家道が大に盛んな
 こ云ふ方ではなかつた、先づ普通の商家に過ぎぬ、而し
 て當時の慣習に従ひ、其の娘房子を十二歳の時より松平

下野守の奥向に奉公に出し、後又長州侯毛利家に永く奉公させ、其内に世は勤王佐幕の騷となり、毛利家の奥向も、舊領に引越すこととなりしため、房子は首尾好く暇を賜はり家に歸つた、其の時二十一歳であつた、それが或縁故から、媒に依て善次郎氏が之を納るゝ所となつたが、氏は能く、其の性質を見究めた所があつたと察せられる、其の頃の房子嬢を知て今日に存生せる老人の話、を聞くに、容色は餘り艶美な方ではなかつたらしいが、併し長く武家方に奉公して行儀作法は充分に心得居り、又貞淑にして且確りした性質であつたから、此の繁昌する兩替店の妻として内助を與ふるには、實に恰好の女子であつたと云ふ、朝から主人に代つて日暮まで、帳場格子の内に坐り、店を監督する傍ら、臺所の差圖をも爲し

た、此に於てか善次郎氏は、大に其の全力を大規模の取引に用ふるの餘裕を得た譯である、所謂夫婦共稼で、其の店は繁昌する、生活は樂になる、恰も順風に帆を揚げし舟の如く、家運は隆々として將に興らんとして來た、殊に此の時代こそ、日本開關以來、絶えて無くして僅に有りと稱する、通貨大變動の世の中となつた。

第十一 本傳の五

世界物價の變革 — 金銀對價の變動 — 開港の
影響 — 兩替商の大活動 — 一躍して大兩替店
の主人公 — 仲間の肝煎役 — 冒險の大得益

通貨と物資
金銀賤しく
物品貴し

古今東西列國の經濟を通過するに、通貨と物品とは、年を経るに従ひ、双方とも漸次に其の高を増加し來ること勿論である、一方に於て戸口増殖し、百貨豊阜となり、一方には通貨貴金屬の産出も、亦増加する、然し兩者の増加率が互に平均すれば、物價は誠に平穩無事で、安定して進む譯であるが、ごうもさう都合宜くは行かずして、何れか一方が過多なる、それは貴金屬が物品よりも超過し來るが常である、其の爲めに金賤しく物貴く、

交通と物價

物價は次第に上り行く、右は東西を問はず、列國皆な然りと言ふて宜い、蓋し發掘さへすれば、直に勞力の代償物たる貴金屬を得ることが、尤も手早き致富の手段であるが故に、何れの國にても、萬人の着目する冒險は、何よりも先づ金銀の發見である、故に社會の需要高よりも自然貴金屬産出の方が、長足に進歩し來るのである。殊に二百年來、歐米に於ける交通機關、並に學術の長足の發達は、益々金銀の發見と精鍊の巧妙を助け、米阿二洲の未開地に新良坑が續々出現するに至り、世界貴金屬の高は、俄然として未曾有の増加を示した、殊に最近百年間の貴金屬産出力は、實に千古未曾有である、其の爲めには益々金賤しく物貴く、列國物價の騰貴も亦非常である、苟も交通の連絡ある場所ならんには、世界の何

銀賤しく金貴し

れの地も、早晚免れ難き變動の運命を有つて居る、歐米二洲は最も早く此の影響を感じたが、最遠隔地たる極東の諸國すら、次第に其の影響を蒙ることを免かれぬ、日本に比すれば、外國交通が少く早く開けた支那の如きも、物價は騰貴を始めて来た、又貴金屬の産出が激増するに従ひ、金屬相互の間にも、亦非常に相場場の狂を生じた、則ち金價と銀價との間に、大なる開きを生ずるに至つた、余は嘗て清の錢泳の隨筆を讀み、左の記事を記憶する。

銀價

明の洪武十八年(日本至徳二年)にて五百四十一(年前)後は、金一兩が銀五兩に當る、永樂十一年(應永廿年)には則ち銀七兩に當る、萬曆中(天正年代)には猶ほ七八換に止りしも、崇禎中(寛永年代)には已に十換に至

支那の銀價

る、國朝(清朝)を云ふ(康熙寛文年代)の初年は、亦た十餘換に過ぎざりに、乾隆の中年(明和の初年頃)には則ち貴きこと二十餘換に至る(金一に對する銀二十餘)近來は(寛政七年頃)則ち十八九換、二十換の間に在り(中略)近歳洋錢盛行はれて、則ち錢銀俱に賤し。右に依れば支那に於て明の初には金一銀五なりしものが近年に至つては金一銀二十まで開きたるなり、尙歐洲に於る金銀の差價の大略は左表の如し、但し金一に對する銀の數位を示す。

一六〇一年至二〇年	銀	一二、二五
一八五一年至六〇五年	銀	一五、四〇
一九〇一年至五年	銀	三八、〇〇
一九二一年	銀	三一、〇〇

歐洲の銀價

歐米に於ても亦銀價は、古に比して近年は下落の一方のみとなり、横濱開港の頃は、先づ十五六の間であつた、然るに日本では却つて銀價が高かつたのである。支那に於てすら、金銀兩者の差價が、斯る變動を示して居る、而して其の變動は金に對し銀價が非常に下落するこゝである、右は畢竟、中米墨斯古等に於ける、銀産出の非常に夥しき餘波の遠く及びしものに外ならぬ、我が國に於て外國貿易の爲め、大に物價變動の端を開きしは、實に横濱開港の頃を以て始とする、即ち善次郎氏が兩替店を開きし頃は、早や已に其の勢が漲り來つた時代である、今迄金貴く物賤き國が、始めて金賤く物貴き國の大規模の貿易を開くこゝきは、貴金屬通貨が俄に膨脹して、物價は大騰貴をなすべき筈である、是の變動は直接

に當時の兩替店に其の影響を及ぼすには至らなかつた、併し金銀間の差價が大變動を生ずるこゝきは、善かれ悪かれ直接に其の衝に當る者は、先づ兩替商である。洋商は其の安き通貨を以て、我が國に高く通用せしめて、物品を買入れ巨利を得るのみならず、我が國より受取るべき通貨が金であるこゝすれば、金の差價に於ても、亦茲に二重の利益を得る譯である、否、物品を賣て金を得る迄もなく、自國の安き銀を持來つて、我國の金を買入るれば、手早く巨利を得られたのである。我が國開港の頃には、金一銀六、七の差價なりし處、歐米に於ては百年以來、銀の産出莫大なりし爲め、其の頃は金一銀十六乃至二十迄の開きを見るに至つた、故に洋商は、武陵桃源の如く全く世界の別天地たりし我が

國に來つて、金價の非常に安きを見るときは、銀貨にて我が金貨を買込まんとするは當然の事である、斯く洋商が金貨を歓迎するより、自然開港後の金商賣は年々盛んとなり、従つて其の金貨を買集するには、皆兩替店の手を借らねばならぬ、是に於てか非常なる仕事は、今や兩替商の前に出現した。

本來兩替店の利益は、小錢を金銀貨に引換へ、又は金銀貨を小錢に引換るに在つて、是等の引替に付き、僅少の歩合を取るに過ぎぬ、又大規模の專業兩替屋に在つては、五十圓、百圓を封金と爲して、其の上に金高を記入し、開封を爲さずして、其の眞金なること、員數の正確なることを保證した、而して封金の依頼人より封印料も云ふべき打歩を取つたものである、多額の金銀を取扱ふ

大店では、是の収入は少からぬものであつたが、是も平常は高の知れたるものである、故に兩替商は手堅き業體とはいへ、其の利益は莫大とは云ひ難い、然るに此古金銀の買集に至つては、其の高も莫大なるのみならず、其の口錢も亦尋常でない、何となれば外商等は多大の利益を得るが爲めには、最も早く最も多くを買入れんことを望み、之が爲めには割合よき手数料を拂ふを辭せぬからである、故に横濱の金銀取扱商等は、皆江戸の兩替商に向つて、金の吸集を懇囑せねばならぬこと、なつた、此の機會こそ兩替商の爲には、又得難き大利益ある時代であつた、凡そ其の頃まで存在した往代の大判小判には、種々の品質があり、又質物あり、其の品種と眞質とを判斷して、手廣く之を買集むることは、一に兩替商の

手腕に懸つて居た。又金銀のみならず、銅錢に至つても、亦洋商及び支那商等との取引に、新らしき種々の相場を見るに至つた、其の頃我が國に通用せし銅錢には、種々雑多の種類あり、其の中の或ものには幾分の金を含有せり、稱せらる、又或ものは銀をも含有する、稱せらる、銅性の好きもあり、悪るきもあり、又銅の分量の同じからざるものあり、實に様くであつた、故に或ものは價安く、或ものは價貴き筈なるに、世上一般では、まだ是等の區別なく、矢張り一文は一文として通用して居た、故に兩替商は、其中より高價なるものを選出して、茲に又相應の利潤を得るの途があつた、加るに國內に於てすら或地には小錢少くして爲めに其價貴く、或地には多くして價賤しき相違が

有つた、是亦兩替商の着眼すべき儲け口であつた。氏の如きも嘗て此の點に注目し、江戸附近の或金満家と組合ひ、折柄小錢の貴き北陸地方に之を送らん、目論んだが、其の頃は交通不便にて、幾百兩の小錢すら、幾十駄の馬を用ひねばならぬので、是等の輸送不手廻りの爲め、四五箇月を遅延する内に、送り先の錢相場は既に江戸と同格に下落し、氏の企も遂に失敗に歸したが、幸にして大に資本を損するには至らなかつた、氏の企も常に順調このみは行かずして、随分苦しい経験をも經來つた、ここは斯の如くである。

金銀の差價が、大に開きたる初に當り、若し幕府が安き外國の銀地金を買入れ、之を日本の銀貨に新鑄し、金價に對する従前の差價にて、世間に發行したらんには、

則ち二三倍の鑄貨の益金を生み出し得たるならん、然れども利に暗からぬ筈の幕府の役人も、漸く末年に至つて是の企を起したものと見え、江戸市中の兩替屋に命じて、古金を買収せしめたのである、即ち市内の主なる兩替商は、此の御用を承はり、善次郎氏の如きも、亦其の一人であつた、當時幕府は、右の古金買占の爲め、相應の資本を兩替商に貸渡して、之を働かせたものである、氏の如きも、亦官府より此の資金を貸し下げられたので、右の御用の下働及び上記する古金の買集に於て、頗る利潤を得たのであつた。

其頃氏の兩替店に於ては、鯉節、砂糖、海苔等の小賣も繁昌したが、右は主として夫人及び小僧等が専ら之に當り、主人公は大規模にして大利多き兩替事業、即ち古

金及び銅錢の買集に其力を盡しつゝあつた。

氏が始めて出府の砌、一時湯屋の手傳をなせし時の經驗より、湯屋に小錢の多く集まるを熟知し居りしたため、兩替店を開らきし以來、小錢は多く湯屋から吸收した、氏は毎日早朝に起出て、附近の湯屋は勿論、京橋神田界限までを經廻り、各湯屋の前夜の溜錢を兩替して引受け之を持歸つたものである、何にせよ銅錢のここ故、其の重量も非常にて、右には随分閉口せしこは、氏の直話を聞いた人の語る所である。

斯くして氏は、以前と違ひ、金廻りも大に宜しく、店の小賣も兩替も大に繁昌し、手狭の家に賣溜の金銀銅錢を貯藏する所なきに當惑し、氏を引立て呉る、長井家杯の穴倉に、之を預つて貰ふたご云ふ、今や世は既に慶應

二年となり、御維新一二年前のこと、世間は次第に物騒となり、人氣は荒立ち、斬つたり張つたりは珍らしからず、氏は此の頃既に二度も盗難にかつた程で、或時の如きは、持歸つた古金銀を、其の夜如何にして貯ふべきかを案じ煩ひ例の懇意な家の穴倉に持ち行くには夜更けて致方がない依て一の窮策を案じ、家の壁を切破つて其の奥に納め、反故なごにて其の切口を貼り蔽ひ、一夜の安全を計りし事さへありしと云ふ、斯る始末にて、次第に繁昌するにつれ、此の家にては手狭なるに因り、慶應二年四月、小舟町三丁目に轉宅し、其處で兩替店を開き、前の住居は他人に譲渡すことにしたが、砂糖、鯉節などの小賣が、頗る繁昌した評判の店のこと、て、非常に割合よき高價で人にそれを譲つた、此の引受人は此

の老舗を利用して、一儲けすること云ふ譯である、實際それ程に小賣に於ても氏は大に成功して居た。扱、小舟町に移つて、始めて兩替屋の體面を全くすることを得て、總べての體裁が、先づ世間の信用を得るに差支ないほどの構へとなつた、而して此の時は早や既に、兩替一方の專業となつて居たが、夫人は矢張り店の帳場格子の中に坐して、總べての取引を監督して居たと云ふ、右は其の頃此の店に出入せし老人の話である。扱、最早や維新の前年なる慶應三年となりては、世間の騒動も益々甚だしく、江戸市中に於てさへ、徳川覇府の威令が行はれ兼ね、浪人あふれ者なごが、市内を徘徊し、軍用金杯と稱して、脅迫強奪を行ひ、下手に抵抗すれば一命も危いと云ふ有様であつた、當時世上には未だ

銀行もなく、金銀のある處は獨り兩替店ばかりである、
依て強盜浪人其の他のもの、注意は、皆兩替商に集つた、
斯くては堪らぬさて、市中大抵の兩替店は、皆な戸を締
めて休業した、此の時に於て危険を畏れぬ氏の大膽は其
の本性を現はし、他店が休業する間に立つて、獨り小舟
町に營業して居たが爲め、其の繁昌も目覺しかつた。共
に、あぶれ者の注目する所となるのも避け難い譯で、朱
鞘の長刀を横へた二三のあぶれ者共が、折々之を襲ふて
強談するも、氏は臆する所なく之と對談し、緩急を計つ
て彼等を逐ひ返したものである、爲めに他人は之を危ぶ
み、其の場に近寄らぬ位のことも屢々あつた。云ふ、氏
は斯く危険を冒して又大なる利益を得た。
氏に武藝の心得があつたか否かは疑問であるが、藩政

の頃は、何れの藩も、中士以上には弓馬劍槍を習得させ、
下士末班には、柔術と棒を習得させたものである、富
山藩も右と同様なりし。見え、善次郎氏も十七歳より十
九歳迄の間に、同藩の柔術師範藤田豊藏に就て、柔術を
學んだ。この實證がある、氏は武藝のここを我々に語つ
た。ここはなかつたが、多少柔術の心得はあつたらしく思
はれる。

第十二本傳の六

紙幣の發行 其の下落 金楮の差價 嚴罰
の布令 紙幣の買入 妹婿の撰擇 質屋の
鑑札 東京大阪爲替取組店

明治元年

伏見の開戦より王政一新、慶應四年は明治元年と改まりたるも、國內の通貨は種々雑多にして、大混亂の有様に加ふるに、茲に又兩替商をして手腕を振はしむべき一事が出来た、それは外でもない、明治政府の創立に間もなく、通貨の大宗として紙幣を發行したことで、硬貨の世は、忽ち一變して紙幣の世と爲つた、從來三百諸侯は其の領内に於て、多く藩札を發行し居たりしと雖も、是等は皆領内限りの通用にて、我が國の通邑大都は、總

明治政府の
紙幣發行

新政府の慣
用手段

米國に倣ふ

べて皆金、銀、銅、鐵の硬貨のみ流通して居たのである、然るに今や一國を擧げて、一般に紙幣通用の世の中と爲つた。凡そ一國に新政府が樹立されたとか、又は國內に騷亂が發生したとかの場合には、何れの國も、國用の不足を補ふ爲め、紙幣の發行に依頼することには、歐米に珍らしからぬ、殊に維新の二三年前には米國の内亂で、有名な紙幣發行の擧に出た、右は手近き眼前の例である、幕府を倒した新進の政治家等は、直に其の範を米國に取り、紙幣發行の擧に出たのである、京阪に於ては、紙幣の發行は同年夏頃より已に始まつたと覺ゆるが、江戸に於て發行されたことは、同年十一月頃であつた、此の年は

聖上も江戸へ行幸あり、遷都の議が定まりて、江戸も愈
 と東京と改稱され、將來は此の地が帝國の首府となるこ
 とも明白になつて來た、併し江戸は元と幕府の御蔭で、
 三百年來繁昌した土地であるからして、江戸の人心は、
 尙徳川家に未練が残り、帝政を喜ばぬ傾があつた、特に
 三百年來、金銀の硬貨に慣らされて居た處から、新政府
 の發行した紙幣に對する氣受けが、甚だ宜しくない、加
 ふるに東北地方北海道邊には、尙幕府の殘黨が、官軍に
 抵抗して居る等の始末で、新政府其の者さへ、果して永
 續すべきや否やの疑惑を懷く者すらあり、従つて金楮兩
 貨が同様に通用すべき筈がない、爲めに紙幣は全く厄介
 物視せられて居た、故に當時江戸市中にて、物品賣買に
 は二様の價が付せられ、硬貨なれば何程、紙幣なれば何

程と云ふ有様であつた、右に對し金楮を同一に取扱ふべ
 き布令が、度々發せられたにも拘らず、其の差價は依然
 として存在した、其の爲め表面を憚る商人等は、紙幣も
 兩替屋に預け込み、其時の紙幣相場である割引値段にて
 硬貨を引出し、之を使用した者も少くなかつた。
 是に於て、新政府も持餘まし、同年末には、兩替屋一
 同に、金札十萬兩を無利子にて下渡し、世人を金札の使
 用に慣らし呉れるやうに、依頼する程の始末であつた、
 右貸付金は年賦辨償として、毎年一萬兩宛を上納すべき
 契約である、然る處兩替屋仲間にも紙幣を所望する者
 は甚だ多からず、政府へ對する申譯の爲め、澁々ながら
 之を引受けたもので、五十兩宛引受けた者が二人、百兩
 宛引受けた者が五十一人、其他三百兩、五百兩、千兩の

信用なき金
札

借上げ金

多額に至つては、誠に少數で、全く御免を蒙る者の方が多
多數であつた、氏の兩替組合最も盛なる兩替町の商業地
の組合に於てすら、顔の最も宜き世話人等八人が、僅に
千九百兩宛を引受けたと云ふ記録が残つて居る、右の如
く一人にて二千兩近く引受けたことは、兩替屋中でも大
奮發と看做されたのである。
當時は維新の改革匆々の事にて、新政府の財政、甚だ
豊ならず、江戸市中の主なる兩替屋から、硬貨三萬兩を
徴集して之を借上げた、上納した連中は、皆舊幕時代の
如く、借上金の名はあるも、實際は體のよき税金と思つ
て居た者もあつた、右は此の年の秋頃であつたやうであ
る、然るに同年末の十二月二十九日に至り、右上納者に
對して、百兩に付百二十兩の金札を政府より下渡し、尙

政府の信用
漸増

百兩が三十
八兩

明治二年
三十二歳

紙幣の割引
賣買禁止

其の外に正金六百兩を、御褒美として一同に下付された、
政府の右の處置は彼等に取つては意外であつたらしく、
兩替商等は聊か政府を信用し始めた、然し一般の人氣は
尙紙幣に不利にして、翌明治二年四月二十八日に至つて
は、百兩紙幣は正金三十八兩にまで下落した、即ち僅に
三割八分計りの實價を有するに過ぎぬ事となつた。
是に於てか、政府は已むを得ず意を決して、五月二日
に嚴重なる布令を發して、紙幣の割引を嚴禁し、
犯す者を嚴刑に處する事とした、此の時より紙幣の價は
稍く回復の緒に就き、物品の賣買には、紙幣を正金同様
に取扱はねばならぬこととなつた。
斯る風雲の到來は、機敏なる善次郎氏が、又巨利を博
すべき絶好の機會であつた、當時氏は尙三十歳餘の若年

でありながら、前記せし如く、既に同業者仲間の肝煎役となり、其の樞軸となつて居たから、政府が金楮同價の嚴命を發する一日か半日前には、逸早く之を漏れ聞いたに相違ない、是に於てか、氏は全力を擧げて、力の能ふ限り、手の届く限り、多額の紙幣を買込んだ、正貨の僅か三割に當る紙幣が正貨同様になるごすれば、即ち幾ご三倍の利益である、千圓の資を投ずれば二千圓の利益は確實であつた、當時の氏の店に於ける棚卸帳を見るご、明治二年ご三年ごの間に、其の資本金が三倍に増加して居るのは、或は専ら是事に因るものである歟ご察せられる、右の紙幣買入れの事は、氏の遺せし記録類には記せられて居ないが、當時氏の事を詳知して今に生存する老人の話に對照し、右は事實らしく考へられる、併し氏が

三倍ごなれる資本

右の秘密を早く知りしご云ふも、僅に半日か一日前の事らしく、時間が餘りに切迫し居て、買入れに違なきご、手元の資金が尙多からざりし爲め、左迄の大利を得るには至らなかつた、併し前記せし金銀相互の差價の變動が、氏の發展を助けし如く、此の度の紙幣發行財界の混亂は、又大に氏の發展を助くるの機會となつたのである。但し前にも述べし如く、金楮の差價の生ぜし時に於ては、紙幣を擔保ごして、兩替店より硬貨を借入る、者多く、此の紙幣の質流れごなりて、善次郎氏の有に歸せし分は、紙幣の騰貴に因て相應の利益ご爲りしは勿論なるも、未だ質流れご爲らざる擔保中の分に對しては、氏は貸金高を以て其の受戻しに應じ、何の利益をも要求せざりし由、右は其の頃立合ひたる一老人の物語りである。

股肱の腹心

妹婿忠兵衛

父の悦

明
人を見るの

安田商店は、斯く隆くして繁榮し、其の使用人も既に十餘名となつたが、前途益々大規模の營業をなすには、氏の股肱腹心たるべき羽翼がなくては叶はぬ、是に於てか氏は明治二年、富山に歸省し、其の妹清子の婿に房太郎なる者を迎へて、之に己の舊名たる忠兵衛の稱を譲り、東京に伴ひ來る事とした、蓋し氏は此の時已に一大商店の主人公として非常の成功を遂げ、且前途尙如何程の發展を爲すやも測り知れぬと云ふ勢であつたから、其の親父善悦氏に對しては、是れほご結構なる土産は無かつた、此時の對面に於ける父子兩人の喜びは、之を察するに難からぬ。

氏が人を見るの明は、先づ妻を迎へし際に現はれし如く、妹婿を撰むに於ても、亦果して過らなかつた、尤も富山

妹婿の經歷

に於て、勤勉忠實の評ある人物中より、之を撰みたることながら、此の忠兵衛を得たことは、氏が將來の發展に非常なる助となつたのである。

上記せし如く善次郎氏は幼名を岩次郎と稱せしが、江戸稼を許され、奉公をなすとき、忠兵衛と稱へたものである、然して獨立營業を爲す頃に及で、始めて善次郎の稱を用ひたやうである、人形町時代の書類には、既に安田屋善次郎の名にて取引されて居るが、奉公稼ぎの間は長く忠兵衛であつたやうである、氏が今や忠兵衛の名を妹婿に譲りしことは、其名を辱めぬやう、萬事に戒愼せしむる爲であつた、而して此の忠兵衛なる人は、固より富山の生れで、此の時二十五歳であつたが、已に其の前から早くも他國に行商を爲し、商賣には十分なる經驗を

商戦準備

積みし身であつた、斯くして小舟町の安田商店は、内には貞淑なる夫人ありて、家庭と店とを取締り、今又之に加ふるに忠實なる縁類の支配人を以てす、是に於てか善次郎氏は、始めて其の力を外向きの大取引に専らにするここを得るに至つた、氏が將來の商戦準備は、此の如くして整へられた。

質屋の兼業

此の時安田商店は、單に兩替事業のみではなく、質屋をも兼業する事となつた、何となれば錢兩替の店に於ては、貸付及び預り金を營業と爲す事を禁ぜられて居た、故に貸付預金の取扱を爲さんとするには、質店の鑑札を持たねばならぬ、然る處、其の頃普通の兩替店では之を避けて、單に兩替のみに仕事を限る者が多かつたさうである、然るに氏は是より先き、既に質業の鑑札を受けて、

小規模の銀行業

貸付預金の取扱をもして居た、即ち今の銀行營業を小規模ながら、實際に取扱ひつゝあつたのである、ところが後日はが大に氏の發展を助くるの階梯となつた。

又兩替屋の間に、氏の信用が日に高まると共に、都合好き事柄が色くこ生じて來た、其の一例を擧ぐれば、話は少し岐路に入るの嫌あれども、幕府時代に於て、江戸

大阪の爲替の取組

大阪兩地の商人等は、互に莫大なる貨物の取引を爲しつゝあつたが、平常双方の勘定が、甘く消合ひとなることもあり、又其の過不足の帳尻を、送金にて決濟せねばならぬ事もあり、従つて兩地の間に自然爲替の取組を生ずるのには、必然の成行である、右の爲め江戸と爲替取組をなす大阪の兩替屋中主なる者が總數十軒あり、是が大阪總兩替屋の幹部とも云ふべき者で取引上の要項は、大抵

大阪十人組

此の十人組で解決せられたものである、其の中の一人に、
逸身某なる者があつた、是は大阪年來の舊家で、常に江
戸爲替の多分を引受けて居た、而して此の大兩替屋の部
下には勿論多數の小兩替屋が隸屬して居た譯である、然
る處明治維新の大變革に際し、大阪の十人組の中にも、
自ら種々の盛衰が有て、此の組合も解散する事となつた、
其の爲め江戸大阪間の諸取引に言ふべからざる不便を生
じた、其の際にも、逸身商店は猶獨り爲替業を繼續し來
つたが、江戸の爲替取引店等にも、此の變革の爲め、非
常な盛衰が起り、以前の如き取引を爲し得ぬ場合が多か
つた、因て何かして、江戸に適當な爲替取引店を、新
に見出さねばならぬと云ふ譯になつた、此の時江戸の吉
村甚兵衛小林吟次郎等が善次郎氏を紹介して逸身商店こ

の爲替取引組人となつた、此の一事は安田屋善次郎の名字
を、廣く江戸大阪兩地の商業界に宣傳するに屈竟の機會
となつた、何となれば大阪と取引を爲す多數の江戸商人
等は皆氏の店に爲替を依頼せねばならぬ、又大阪商人等
が逸身商店に依頼する爲替中江戸宛のものは、江戸の安
田屋善次郎店にて之を受取るに斯くして江戸大阪
阪兩地取引の商界に安田屋善次郎の名は忽ち一般に宣傳
せらるゝに至つた、是等は氏の手堅き信用の結果で、自
ら求めずして來る所の幸運である、其の後逸身商店にも種
々の變遷浮沈が生じ、一時悲境に陥つた事もあつたが、
其の間に於て善次郎氏は舊誼に報ゆる爲め、之を援助し
たと云ふ、又逸身家の出で、今日他姓を冒して居る福本
元之助氏の如きは、其の力を宗家の恢興に盡し、常に善

次郎氏と親交を續け來りし由にて、其の説く所右の如く
なりき。

第十三本傳の七

江戸兩替屋の業體 硬貨の種類 大膽不敵の
兩替屋 兩替屋の所得 六年目に大兩替店

當時江戸町内の兩替屋の業體を細説せざれば、善次郎
氏の得益の如何なりしかを、推知するここが出来ぬ、其
の頃の市中兩替商の總數は、六百四十三軒で、其の中に
本兩替店は、錢兩替店この二種がある、本兩替店は官府
の爲替御用を勤むる大店で、三谷、竹川、竹原、三井、
小野、村田の六軒と新加入者なる島田、吉村、永井を合
せて九軒であつた、右が大店で、其の他は小店と稱すべ
きものである、而して大店は専ら金銀の兩替を取扱ひ、
小店は小錢の兩替を扱つた、尤も此の頃に至つては、小

江戸兩替店
の現況

店の手を経て金銀が大店に廻るやうな場合もあつた、右
 六百四十三軒を八組に分ち、兩替町組、京橋組、神田組、
 淺草組、本郷組、四谷組、芝組、本所深川組と稱へた、
 總集會所は兩替町にあつて、市内大小の兩替店員は、毎
 日定刻に皆此處に集合して、古金銀及び錢の賣買をした、
 而して其の賣買の中値が、其の日の江戸市中の錢相場と
 なり、上下一般之を標準とする慣例であつた。
 當時の通貨は固より金、銀、銅、鐵の硬貨のみで、
 金一兩を銀六十匁と定め、錢は其の日の相場次第にて、
 一兩に何貫何百何十文と稱へて取引した。
 又其の頃の通貨の種類は、小判、二分判、一分判、二
 朱金、一朱銀、天保錢(當百)、四文錢、一文錢、(一文錢に
 は銅錢、鐵錢を含む)等にて、頗る煩雜なものであつた、

尙其の外に大判と丁銀なごもあつて、古金銀の種類は、
 慶長金、元祿金、享保、寛政、文政、天保、安政、文久
 等の大判小判、及び二分や一分の金銀があり、其の品位
 の良否に従つて、それぐ相場を立て、賣買したもので
 ある、幕府は二百年來、新貨を鑄造しつゝあつたが、鑄
 造ごとに其の品位を下す傾向があつた爲め、通貨の品位
 は次第に賤くなり、物價は漸次に騰貴する傾があつた、
 そして、古金銀の引換は、前記の大兩替店の取扱であつ
 た、善次郎氏等の店は無論錢兩替の方であつたが、此頃
 は最早維新の間際であり、世間は益々物騒となり、何れ
 の兩替店も、皆暫く店を締め休業する者ばかりであつた、
 其の爲め幕府の金銀座に於ては、古金銀の吸集買上に差
 支へ、善次郎氏に此の取扱を依頼するここゝ爲つた、氏

は好機逸すべからずごなし、直に之を一手に引受くるの御請を爲して、毎日四五千兩、乃至一萬兩の取扱をなすに至つた、尙其の頃、如何に世間が騒がしく、人心不安であつたかを知る爲めには、左の話が残つて居る、安政二分判は、百兩の目方が三百匁であり、新鑄の二分判は二百匁である、故に兩者の眞價から云へば、何人も安政判を望まなければならぬ筈の處、其の頃の世人は皆却て新貨を望む者ばかりであつた、其の仔細は、萬一の時に新貨の方は軽くして携帶に便なるこ、貯藏に嵩張らぬ爲であつた、斯る人氣の世の中であつたにも拘らず、氏が大膽不敵にも危険を冒して獨り營業を續けたことは、是が則ち其の致富の一階梯となつたのである。

其の頃古金を政府に上納する手数料は、金貨百兩に付

鑑定料二匁五分凡そ四錢一厘強、又上納取扱手数料は百兩に付三匁五分を下付された由、故に百兩の上納金に付ては利益十錢を得る譯となる、今や幕府の買上金を氏の一手に引受けたること故、其の利益の大なりしことは想像に難からぬ、氏の店にては、此の頃既に七八人の手代を使つて居たが、彼等が打寄つて二分判、一分判又は一朱株と稱へた小盤で、ざら／＼之を取扱ひ、店員總掛りで、眞實を鑑定する者あり、之を包む者あり、封印する者あり、引渡す者あり、目の廻るほどの繁忙なるも、彼等は何れも熟練な腕前を振ひ、之を取捌く有様が頗る美事であつたこと云ふ、而して店頭には來客が市をなして押懸けるので、迎も其の求めに應じ切れず、『今日は御斷り』『翌日渡し』『翌々日渡し』と斷るも、それでも構はぬこと

獨占の繁昌

快心の回顧

云ふ譯で、ごしく、古金を預けに來た、店方よりは之に對する預り證を出して金を受取る、一方に金座では氏の便宜を謀り、資金は何程でも前渡しをするご申込んで來るご云ふ譯で、儲け放題、取り放題であるが、何分にも物騒千萬の時節で、何時如何なるあふれ者が襲來して、奪去るかも知れぬので、成るべく多額を謝絶して、出來るだけ少くづ、取扱たさうで、それすらも尙斯る繁昌であるのに、他の同業者は危険を恐れ、此の際一人の競争者も出なかつたことは、氏に取つて非常の仕合せであつた、右の如く手代番頭は目の廻るほどの事であるから、主人公も勿論之を手傳ひ、主従ともに一生懸命に働いたのであつた、『斯る快心の面白き金まうけは、生涯忘れられぬ』ご氏は後々までも人に語つたほごであつた。

巨額の利得

贋貨の出現

印
信用ある封

百兩に付ての上納手數料は十錢、千兩に付ては一兩、萬兩に付て十兩、其頃十兩の價は今の百圓以上にも相當するごすれば、此の狀勢が續いた間の氏の得益は、又想像し得べきである。

右は官府のみに對する利益で、其の外一般客人に對する得益も、亦少からぬ譯である、當時は金銀貨に贋金多く、幕府の威令行はれざるを幸ひに、一二の強藩では、公然之を鑄造使用し始めた、尙其の外にも内密に贋金を造る者が非常に多かつた、其の爲め取引上に於て、商家は勿論、一般民衆も其の鑑定に苦しむ不安は實に甚しかつた、彼等の唯一の頼みとする所は、唯兩替屋の鑑定である、故に信用ある兩替屋の封印ある物、又は鑑定濟みのものなれば、是れほご安心なごことはない、依て兩替

封金

屋の封印ある金を何よりも珍重すること、此の時の如く甚だしきはなかつた、信用ある兩替屋の封金なれば、江戸市中は勿論の事、横濱大阪までも通用したものである、此の頃に此の封金を出したものは、江戸町内の兩替屋中で、僅四五軒あるのみにて、其の主なる者は善次郎氏の店であつた、扱此の鑑定料は、何程であつたか云ふに、通例二分金ならば、百兩包を一箇とする、一分銀一朱銀なれば、二十五兩を一包とする、其の封印料は一包に付き銀二匁(約三錢三厘)であつた、而して毎日の取扱高は平均約百箇乃至五百箇であつた云ふ、若し五百箇すれば、此の得益又一日に十五六兩である、其の頃の十五兩は今の百五十圓にも當るべきもの故、是れ亦相應の利益である、若し上記せる官府に對する得益と、是等とを

封金料の利得

合算すれば、一日の純益は、平均二十五六兩で、今日の二百五六十圓ともなる譯である、故に是等の狀勢が永續すれば、氏の身代は途方もなく膨脹する筈であつたが、右は長くは續かなかつた、然も尙是等に依て相應の利益を收め得たのである。

慶應三年

今や慶應三年も己に暮れんごし、年が明くるご間もなく王政維新の戦が始つた、此の大變革と共に、士農工商を世襲とする社會組織は一朝にして打壊せられ、市場に於ける諸商賣の特許株は全く廢止せられ、腕次第働き次第の世の中變化し、財界の風雲兒たる善次郎氏をして、又大に其の驥足を伸べしむべき時運が到來した、今や蛟龍が雲雨を得て、將に中天に飛揚せんごする場合である、明治と改元せられたる慶應四年の正月に於ける、氏の

社會組織の一變

明治元年

三十一歳
夫人二十五歳
獨立營業以來六年
慶應元年正月三日
財産現況

棚卸帳を見るも亦興味ある事柄である、此の時主人公は年齒甫めて三十一歳で、夫人は二十五歳、臺所には下婢三人、店には手代番頭七八人を使用する身分を爲つて居た、然し此の頃は己に兩替業専門で、鯉節、砂糖などの小賣は、其の株を他人に譲渡して居た、文久三年氏が獨立營業を細く始め以来、年を経るこゝ六年である、當初二十五兩の少資本であつた彼は、今此の年首の勘定に於て、幾ぞ百倍に近く之を増殖して爲る、實に隆々たる商運である、同年正月三日に於ける勘定の大要左の如し。

一金銀在高 千七百四十九兩
一貸付金 千九百八十五兩
合計金三千七百三十四兩

利益約二萬圓
志望成就

一預り金 千七百五十兩三步二朱
預り金差引千九百八十四兩
即ち右の千九百餘兩が自己の財産で、又純粹の資本である、六年前の資本二十五兩を右より差引くときは、殘金千九百五十四兩で、之れが則ち六年間に得た利益を看做すべきである、若し當時の一兩が今の十圓に當ると假定すれば、二百五十圓の資金にて、六年間に一萬九千五百餘圓の利益を得た計算になる、
二十歳なる一青年岩次郎が、郷關を出る時に、何ぞかして千兩の富限者に爲りたしと思ひし志望は、十一個年にして之を遂げ得たのみならず、尙右に二倍するの多額を贏ち得た次第である、當時の手代は佐助、彦七、徳藏、庄吉、政吉、音五郎、の六人で此の外に、平吉等の丁稚

江戸有数の
商人
肝煎りに擧
げらる

小僧二三人を使役し居たこと云ふ、今や氏は江戸町内にても有数なる兩替屋の主人公と爲り、其の勤勉誠實の營業振りは、六年間に早くも同業者に認識せられ、此の時は既に兩替組合中の肝煎りに擧げられて居た、又前記の計算中に於る他からの預り金が、幾ぞ自己の資本高に匹敵する程に至るを考へなば其の手堅き營業振りが、如何に早く他の信用を博し得たかを知るに足るであらう。

第十四 本傳の八

平吉の不幸 弗相場 獨立後七年目の財産 同九年目の財産 全国各地金融機關の變動 好擔保の出現

貨幣差價の
公定

古金買入れ

新政府は明治元年に、古金銀銅貨相互の差價を公定して、之を布告した、是に於て我が國の金銀及び貴金屬の對價は、稍く世界普通の相場に近づき、従つて幾分か金貨、金地金の海外濫出の勢を殺ぎ得たが、併し尙古金の横濱に吸集さるゝことは絶えなかつた、安田商店も引續き金の買入れをなし、毎日若しくは隔日に、之を横濱に輸送しつゝあつた、而して其の取引先は主に同地の西村喜三郎商店であつた、當時は京濱間に未だ汽車なく、交

古金の輸送

通頗る不便で、陸には始めて乗合馬車が出来た、俗に云ふ圓太郎がた馬車の元祖であつた、又海上では、五六十噸の小汽船が、築地の波止場と横濱の間を往復した、故に貨物携帯の商人等は、主に此の小汽船に乗つたものである、氏の店では、現金輸送役の忠兵衛氏差支ある場合などは、丁稚平吉十六歳なる者が、頗る利發でよく役立つところから、現金輸送の使に、此の者を用ひて居た、明治三年の夏、茲に一の不幸が出来た、それは此の小汽船の汽罐が築地にて爆發し、乗客に多數の死傷者を生ぜしことである、平吉も不幸にして此の難に逢つた、しかし死生の間にあつても、主家の金を失はじこ、深手を負ひながら、嚙言に迄金をく、と言ひ續けて死亡した。其の金高は四千兩で、若し之を失へば當時の安田商店

に大打撃であつた、傍人も此の若者の忠實なる終焉を、憐まぬ者はなかつた云ふ、主人たる善次郎氏の歎は言ふ迄もない、手厚く之を葬つた上、平吉を養子格とし其の家に充分の慰藉料を與へ、後々迄も手厚く面倒を見てやつた、氏は生涯の間、其の命日には何事を措いても、必ず墓参したものである、石黒況齋翁は、善次郎氏と永年の懇意であつたが、明治三十年頃、一日善次郎氏を訪問せしに「今日は亡社員の法要の爲め、今外出するところである」とて玄關に立出て斷り、數日の後、其の訃の爲め石黒翁を訪ふた、其の時、翁は社員の法要とは物故せし總社員の法事を營むことならんと思ひ、之を問ひしに、「否、先日の法要は或縁故の一社員の爲めなり、そは明治の初年、斯くくの次第」物語りしより、翁は覺えず膝

を打つて『妙な奇縁もあるものである、其の時に急報に接し、醫科大學より急行し死傷者を介抱せし醫員の監督として、赴きたるものが此の石黒で、其の死傷者の中に手に風呂敷包を緊縛した一少年があつたので、別に之に手當をさせたことを覚えて居るが、扱は其の少年が、君の法要を営む本人であつたか』とて互に今昔の感に堪へなかつた云ふ、右は翁の話である。

其の後ほごなく、古金銀の賣買も下火となるに従ひ、横濱にて盛んに行はれ來りしは洋銀墨其古弗の投機である、所謂横濱の非相場なるものが、全盛の時代となつた、投機心強き京濱の商人は、之に指を染めざる者なき勢であつたが、金銀に最も縁近き兩替商たる善次郎氏は、曾て此の事に携はらなかつた、故に非相場の損益は、安田

商店の勘定には殆ど見ることが出來ぬ、又此の事は暗に氏の手堅きことを人に知らしめ、將來の信用上に大なる間接の利益を與へたらしい。

但し此の時東京にも、非相場所を設けなば、大に有利あるべしとて、鹿島萬兵衛など云へる當時の有力者が集つて發起人となり、之を開場するに至つた、其の發起人中には、氏も加入して居た、併し是は取引所の口錢より得る利益の配當を目的としたもので、今の株式取引所の株主となつた如きものである。

又紙幣の騒も、明治三年には既に下火となり、紙幣流通の基礎も大に定まり、之に關する不時の利益とては、最早や求める事は出來ない、是に於てか氏の力を致すべき方面は、質業及び金銀貸借の一事と爲つた、氏が一生の

事業を金融貸借と定めしは、其の端を此の頃に發したものである。

今明治二年正月三日(三日は毎年棚卸勘定の定日である)の概計は左の通りである。

明治二年正月三日
財産在高

- 一金銀錢在高 一萬三千四百四十三兩三分一朱二匁五分
- 一貸付金 六千二百一兩三分二匁五分
- 合計金 一萬九千六百四十六兩二分二朱一匁二分五厘
- 一預り金 一萬七千三百八十三兩二分
- 差引金 二千二百六十三兩二朱一匁二分五厘
- 右の外別口在高 三千兩
- 合計金 五千二百六十三兩二朱一匁二分五厘

内譯

一金二千九百八十五兩三分三朱

右は昨年十月二十日の在高

一金二千二百七十七兩三朱一匁二分五厘

右は昨年十月二十日以後本年正月三日迄の利益

高

尙同年中に銅貨の取扱高は、十萬五千四百四十四貫七百六十二文に上つて居る、相應に小錢も取扱つたことを知るに足る。

右に依て見れば、眞の資本金は五千餘兩に過ぎざるに、預り金は一萬七千餘兩に上つて居る、氏の手堅き信用が、他人の金を如何に多く吸集し得たかを察するに足る、但し此の中には自ら求めて借入れたるものあること勿論で

資金吸集

周到の用意

資本の秘訣

ある、自家の資本は殆ど四分の一に過ぎずして、四分の三は、他人の金を繰廻はして居たのである。又計算中の貸付金に對し、手元在高の多額なることは、蓋し預り金の不時の引出しに應ずるが爲めのみならず、有利なる古金銀の買入等臨機の豫備金と察せられる。我が兵力に限りある場合、同盟國の大軍を借り來て戦ふときは、大勝を得ること問はずして明かである、自己一人の僅なる資金のみを、後生大事に繰廻すのみにては、其の發展も遅くして高の知れたものである、然るに借り得らるゝだけ多額に他人の資金を引出して之を我が手に融通し、我が資本に幾十倍する多額と爲し、之を操縦するときは其の發展の速かなること、恰も同盟國の大援兵を得るものと同様である。

利殖の方針

借金

氏は本來太つ腹であるから、苟も返済し得べき見込ある借金ならば、手の届く限り之を借り出すを辭せぬ流儀である、故に自己の資金は僅く五千圓なるに、右に三倍する一萬五千圓の預り金を得て、之を二萬圓に繰廻すことすれば、眞の資本に三倍するの利益を得るに難からぬ、氏が一生の商略は則ち此の外に出でぬのである。氏は後年に至つても、時として幹部の使用人等に對し、「返し得ぬ借金をなすは以ての外だが、返し得る借金を手の届く限り借入れて、力一杯に之を働かせるが商家の道である、借入金は決して忌むべきものでない」と語るころがあつた、右は氏から此の語を聞きし人の直話であるが、如何にも始終石橋を叩いて渡る底の安全をのみ心懸け、借金を忌避する様ならば、氏の如き巨億の富は致し得ら

れぬかも知れぬ。

又翌明治三年正月三日の棚卸には其の資本が一萬四千二百八十四兩二分二朱一匁四分六厘に増加して居る其の内譯は

一金五千六百八十八兩一分一朱

右は前年九月七日の在高である

一金八千五百九十六兩一分一朱二匁二分九厘

右は前年九月七日より此の年正月三日迄僅三箇月間に生じた利益である。

蓋し通常得益の大なる外に、尙紙幣買入などの事があつた爲めかと思はれる。

斯くして安田商店の貸借業務、則ち銀行同様の業務は益々發展し、明治四年正月三日の棚卸勘定は左の如くで

明治三年
三十三歳
明治三年正
月の財産

安田商店の
發展

明治四年

三十四歳

ある。

一金六千七百五十四兩一朱と銀十匁一分

右 金銀錢貨在高

一金三萬四千四百六十四兩二分

右 貸付高

一金五百五十兩一分二朱

右 別口貸

合計金四萬千七百六十九兩一朱と二匁六分

一金二萬二千六百五十九兩二分三朱

右 預り金

差引金二萬百九兩一分二朱二匁五分

即ち文久三年獨立開店より第九箇年目の正月には、已に此の如く膨脹した、二十五兩の主人公たりし彼は、今

既に二萬に餘る巨額の資金を擁するに至つた、其の頃の二萬圓は現今の二三十萬圓にも匹敵する程のものであるから、隨分日覺しき發達と言はねばならぬ、是から地味に進んでさへ、必ず相應の發展を爲すべき事態の下に在るに加るに、今又彼の爲めには大有利なる未曾有の變革が世上に發生し、彼をして其の手腕を揮はしむべき大なる舞臺と、一の大なる材料とが與へられた、それは則ち廢藩置縣と、秩録金録公債の發行とである。三百年來、諸侯は各其の領内に於て、大小ともそれ相應に皆金融機關を有して居た、然るに今や廢藩と與に是等の機關は解體せられて、金力の集散は別處に移動するの時機となつた、三百諸侯の財政權は皆總べて中央政府に集中せられ、全国各地の租稅徵收は、新置の府縣が之

を管掌する事となつた、故に各藩諸侯の融通を勤めた用達商人は茲に失職して、更に新しき者が之に代らねばならぬ事となつた、舊時の商人は、何れも皆舊風に慣れ、舊式に安ずるのみで、維新大變革に應ずるに足る者は多くなかつた、實に之こそ新進氣鋭の善次郎氏の爲には好箇の活躍舞臺にして、其の状は恰も千里の驥驢を、茫々たる無邊の大野に放つた如きである。又其の頃の金融界に於て、貸借に用ふる擔保品は貴金屬の外、恰好なる質草は唯地所家屋のみと言つても宜い、然るに此の品は金融業者に取つて甚だ不便なものである、何ごなれば斯る不動産は取扱に頗る困難で、其の權利を移動する毎に手数を要すること甚しく、之を擔保に用る場合には、地の遠近に拘らず一々實物を一見せねばなら

ぬ、斯る億劫なる質草のみにて機敏に且巨額の金高を取扱ふことは、到底其の煩に勝へられぬ。然るに今や非常に便宜なる擔保物が世に現れた、則ち政府の公債である、是より先、政府は既に新公債舊公債と稱ふる公債を發行せしかども、其の高は未だ甚だ多からざりしに、今や廢藩置縣と共に、華士族の世祿を廢して、彼等に債券を交付する事となり、茲に秩祿公債及び金祿公債が發行せられ、其の數量も亦非常の巨額に上つた、之こそ磐石の如く確實であり、且取扱至便な品物である、斯る質草を得たる氏は、定めて其の心中に踴躍を禁じ得なかつたであらう。

第十五本傳の九

秩祿公債金祿公債の利廻り——新舊公債多額の持主——預金の増大——半期賞與の一例——父を東京に迎ふ——前途の商略——官府の游金

發行高の多額なることに於ては、金祿及び秩祿公債を第一とするも、右の外に舊公債及び新公債と稱ふる公債が、少額ながら是より先、已に發行せられて居た、總へての取扱上に於ては、右二種の公債は、前者よりも金融界に便利であつたらうと思はれる、何となれば、秩祿金祿公債は元々華士族の世襲祿の代りに交付された者であるから、可成本人に永く所有せしめ、人手に渡さぬ様爲さしめんとする政府の希望は、恰も猶ほ今日の恩給年

金、又は軍事公債を、長く本人等に所有せしめんとする
と同様である、故に金祿、秩祿公債は、其の初め賣買を
禁ぜられた、此の禁を解かれたるは、四五年の後である、
尤も公然と賣買取引は許されなかつたが、内實には種々
の名義で、擔保賣買の行はれたことは、恰も今の恩給年
金證書と同様であつた。

右の金祿、秩祿公債の當時の市價は、頗る割合よきも
のであつた、又其公債には種類に依て利子に高低があり
（小祿の者に與へられた利子は高く、大祿の者に與へられ
た利子は低くかつた）其の高きは七朱であつて、當時の賣
買相場は額面百圓が七十圓であつた、夫故非常に割合よ
き次第で、右の百圓券を七十圓にて買入るれば、差向き
利子が一割となる勘定で十五箇年後の償還期には、更に

三十圓の餘金を受取る譯となる、則ち七十圓に對しては
四割強の附加金が得られる事となる、而して其の上之
を擔保に用て借入金を爲し、高く貸し廻すときは、又利
鞘が得られるから、斯る好箇の質草は誠に有難きもので
ある、氏は早くも之に着目して公債の買入れを努めた、
而して其の擔保品として至便なることは、氏の貸借業務
を非常に助長したに相違ない、氏が如何に其の多額を買
入れ居りしかは、其の棚卸し勘定書の金銀證券有高に於
て、此の公債の最も多額なる事を見て知り得らる。

又新舊公債に於ても、氏が東京に於て有數な多額の所
持人たりしことは、明治八年に此の公債元金拂戻の時、
東京府から、右公債所有者の全國總代人として、多額の
所有者十二人を呼出し、之を抽籤の立會人たらしめた、

其の時に氏が其の中の一人でありしを見ても之を知るに足るのである。

當時は未だ今日の如き株式會社と云へるものなく、従つて今日の貸借上に便利の質草と目せらるゝ株式證券もなく、地所家屋が唯一の質草なりしとせば、世上の不便は如何ばかりなるべきぞ、此の時に當つて斯る公債の出現せるは、氏の發展上、之を一の幸運と云はねばならぬ。手代には忠實なる忠兵衛を始め、其の他十餘名の者が貸借業務に習熟したるありて、家業總べて順調に進むのみなりしかば、此の頃は氏も少しく心身の餘裕を得たものと見へ、明治五年八月頃には、避暑の爲め家族を携へて、上州伊香保方面に、一箇月ばかり旅行した。此の年に、南茅場町二十八番地の家藏を買取り、之を

順調の家業

旅行

明治五年

三十五歳

住居

司法省御用

明治六年

三十六歳

本店の類焼

明治七年

三十七歳

明治七年七月一日

修理して住居となす事とし、又四日市の八番地九番地の地所を買入れた、又此の年に司法省の御用を勤め、乾字小判を上納した、此の頃から司法省に縁故が出来た、是が後、年氏が開運の階梯の一となつた事は、後に述べる所の如くである、越えて明治六年も、氏は前同様の順境で、八月頃には箱根熱海なごに、二十日餘も避暑旅行を爲した。

但し其の間にも、時として小災厄の來るを免れなかつた、此の年末には、龜井町よりの出火にて、小舟町の本店が類焼した、此の頃は火災保險の仕組もなかりし事にて、火事には相應の損害を免かれぬ世の中である、然れども氏は所謂焼け太りにて、火災にも屈せず益々繁昌した、翌明治七年、氏は三十七歳、此の年七月一日の棚卸

勘定を見るに。

一金三萬九百一圓六十九錢九厘

右 在 高

一金三萬六千六百二圓八十七錢五厘

右 貸 付 高

外に金千九百一十一圓五錢

右 日歩貸付高

合計金六萬九千四百十五圓六十二錢四厘

一預り金四萬五千五百八十六圓六十一錢

差引金二萬三千八百二十九圓一錢四厘

となつて居る、其の總高六萬九千餘圓の中、預金が四萬五千餘圓は、預金高の増加、驚くべきである、又此の時の勘定に立會ひたる、手代番頭十六人の姓名が列記

してある、使用人の數も亦此の如く増加した。舊江戸時代からの名家と稱せられし兩替商中にて、三井の外は、島田と云ひ小野と云ひ、其の他にも皆衰微の姿で、此の頃では善次郎氏は、已に第一流の兩替商の中に數へられる様になつて來た、而して氏の店では棚卸のこき、使用人其の他に賞金を與ふる例であるが、此の年明治七年に於ける賞金の書付を見るに、頗る面白いものがある、先づ第一が店主善次郎氏賞金五圓、其の次が番頭忠兵衛及び徳兵衛亦五圓宛、其の次に親父善悅氏、夫人房子、養女某、實の妹某など各三圓宛としてある、然れば表方の店員のみならず、家庭の者にも、賞金が及んで居た譯であるが、今日から其の高を見れば、甚だ輕微な様でもある、(其時の一圓を今日の拾圓と引直して見るも)

父を迎へん
さす

此の年の始め神田區美土代町二丁目七番地の地所家屋土藏を買取つた、右は親父善悦氏を東京に迎ふるが爲めの準備であつた、又其の次に大傳馬鹽町一番地、並に七番地を買入れた、又此の年小錢拂底の爲め、大藏省に銅貨一萬圓の拂下を願出て居る。

父の希望

初め善次郎氏が江戸出稼を望んだので、之を許した時の親父善悦氏の心では、唯一應世間の事を見せる爲に過ぎぬ、結局は是非とも富山に呼び回へして、其の家を継がせること云ふ考であつた、前にも記せし如く善悦氏は材幹ある手堅き人であるから、田舎相應に貯金もし、一通りの生活を營んで居たので、善次郎氏からの仕送を望むごか、又は養つて貰はねばならぬごか云ふ心持は、少しもなかつた、但し其の子を江戸から富山に引戻すには、

父も志を馳して上京

明治七年六月

今迄の陋巷茅屋では、とても歸り來る氣遣はない、せめて相應の商店らしくもなりたらば、歸り來ることもある、歟この親心から、舊時の陋宅を去つて、富山本部に相應なる町家を求め、此處に體裁よく暮して居た、然るに一方では、江戸なる善次郎氏の商運が、隆くこして旭日の勢であり、最早一廉の東京商人と爲り、資産も既に萬圓以上の身となつて居た、是を見ては、最早や富山に歸れごも云へず、却て其の子の求めに従ひ、自ら東京住居とならざるを得ぬ場合となつた、因て愈々上京すること決心した、善次郎氏は父を安居せしむる爲め家屋敷を求めなごし、其の用意が全く整つたこの年で六月に、善悦氏は其の子女を伴ひ、上京して目出度く此の新宅に住居することゝなつた、父子の喜び知るべしであ

父の訓話

る、此の時善悦氏は、今日の通貨に見積り、約六七千圓の金を持参したやうである、何となれば此の時から安田商店の預金の中に美土代町預りがある一口が出来て居るので知れる、善悦氏も下士の末班に在つた人として、随分心懸の好き方であつたと見ゆる。

彼が善次郎氏の幼時に、折々教訓せし言葉に、「禽獸は其の日限りの食を求るに止り、毫も貯ふることを知らぬ者が多い、貯ふることを知り居るは人間だけである、故に苟も人として貯へをなさぬ者は、人の資格がないと言はねばならぬ」此の言がいつも訓話の一つであつたことは、善次郎氏が、後年人に語つたことである。

善悦氏出京後は實に樂隠居であつた、何の道樂もない人で、唯植木が好き位で、それも縁日ものを買入れるに

父善悦の趣味

父を奉ずるの態度

謹嚴

過ぎぬ、之れが唯一の樂みで、後日縁日から購ひ歸つた植木が、庭に充滿したには、皆困つた様子である、又父の上京以來、善次郎氏は商務如何に繁忙なりとも、毎月三四度は、必ず父を奉じて芝居、相撲、花見遊山に行かぬここはない、當時父子の境涯は、實に羨むべきものであつた、但し善次郎氏は例の態度で、父に事ふることも極めて謹愼で、假初にも禮を崩さぬ様に注意し、疊に手をつかねば應答せぬと云ふ風であつたから、善悦氏は却つて窮屈に感じた場合もあつたらしい、實に「富貴ならば須く身を致す早かるべし」で、人が得意の絶頂のときを、其の父母に見せて、之を喜ばせるほどの快心な事は、又と無いものである。

是より先き、善次郎氏の夫人房子は、一たび子供を擧

げて大に喜びしも、間もなく夭折した、結婚から其時迄既に拾年を経、もはや子を擧げなかつた、因て其の體質が、子に宜しからぬことが知れて、子を育する望みが絶えたから、夫婦相談の上で、當時の習俗に従ひ、一人の側室を納れた、氏の實子五人、暉子、善之助、(今の善次郎氏)、峯子、眞之助、善五郎(舊名三郎彦)、善雄(舊名小六郎)の諸子は皆其の出である、此の側室筆子通稱辨子は何事も内輪にして、慎み深く、謙讓淑良で家族一門より店方社員に至るまで、褒めぬ者のない婦人である、今尙生存し本年七拾四歳である。

假令へ、他人の有にもせよ自己の物にもせよ、苟も之を我が掌中に握る間は、則ち我が實力である、力の上にて他の差別は無い、一切自己の力となるもので、他人の

金銀でも之を預かる以上、其の間は則ち我が力だ云ふことを、善次郎氏は切實に感じて居た人である、是が氏の大を致す所以である、今や古金銀の相場も既に落付き、紙幣の混雜も大に定まり、世は常態に復したる平時に於て、専ら貸借上の差益を得るを將來唯一の業務と決心したる上からは、如何程にも多く手元に、世上の金銀を吸集して、運用資本の高を増さねばならぬ、右に心を用ひたる結果は、氏を手堅しと信用する範圍の人々が皆預けたる金をなし呉れる勢ひとなつたが、併し其の高には限りがある、之れのみでは大を致すに足らぬ、若し世上に金銀の、大に存在する潤澤の處ありとすれば、其れは官府の遊金であらねばならぬ、是が氏の逸早く氣付いた所である、氏は是より先明治三年に、仙臺藩の用達となつたが、

是も其の藩の便を達するに共に、其の遊金を取扱ふ爲の手段であつたであらうが、間もなく廢藩となつて、其の効果を收め得なかつた、併し其の後も氏の眼は、常に官府の預金に注がれて來たが、今や傳手を求めて司法省の金銀取扱御用を命ぜられる事となり、尙進んで同省の爲替方を願出て、是も許可された、右は何れも皆明治七年の事である。

司法省金銀
取扱御用

明治七年
司法省定額

明治七年司法省の定額金は、八拾八萬三千餘圓にして、同八年は壹百拾壹萬壹千餘圓であつたが、其の頃は未だ今日の如き嚴密の會計法なく、一省の定額金を、一年中一、二回に大藏省から受取り、之を各省の爲替方に無利息で預けたものである、尤も公金を預けることであるから、預り人から相應の擔保物を差出させ置くのは勿論で

確實なる利
殖法

ある、氏が豫て用意し居りし地所、及び公債證書は則ち此の保證物となすに屈竟の品である、これを擔保物として官省に差出し置くに雖も、之より生ずる地代又は利子は、自家に收得し得るのである、而して預りたる無利子の金は、相應の利子を取つて之を廻すことは隨意である、尤も年末までには各省も其の定額金を支出し盡すものながら、其の期の初めに於ては非常の遊金であり、又之を上納するにも、月々定まりし高を上納すること故、其の間に於て爲替方が之を利用すべき充分の餘裕がある、且つ時機の長短を問はず、多額の遊金を掌中に握り居ることは、誠に都合よき事なるは人の知る所である、斯くして一省の遊金を預ることとなりし氏は、則ち大利を得べき好箇の一大財源を得たのである、尙茲に注意すべき

好箇の一大
財源

獨特の着眼點

は、官府を相手にして金儲けをなさんとするものは世上に少からぬ、何となれば官府は物事が鷹揚で、個人の如くけちなくせぬ、況や新政府樹立の際にて、諸事不整頓の時節に在つては、官府の買入拂下とも、其の間に巨利が存在して居るは勿論の事である、故に世の事業家の多くは、資本を民間に得、官府を相手として大利益を得んとする、然るに善次郎氏は之に反し、官府の遊金を引出して資本とし、廣く世間を相手として利益を得んと欲したのである。

官府を相手として、巨利を得んと欲するものは、官府の事務が年を逐ふて整頓し、世間の注視も亦嚴密を加ふるに従つて、其の利潤は次第に減退すべき運命を持つて居る、故に此の類の商人は、年と共に其の領域を狭めら

商界領域の擴大

大金の操縦

れ、其の利益を失ひ行くは當然である、然るに世間を相手とする善次郎氏の商界領域は、年と共に廣きを加ふるも、狭きに失せぬ、氏の財力が年と共に増大するは、蓋し又此の商略の結果に外ならぬのである。

實際は尙二三萬の資本に過ぎざる氏が、今や此の商略を用ひて、數十萬の大金を繰廻し得る有力者となつた、然し斯く云へばさて司法省の金ばかりではない、明治八年の棚卸勘定書を見るに、司法省の預金は左ほどの多額ではない、矢張り多きを占むるものは個人の預金である、察するに官省の金は、一時多額に預かりても、又之を支出するが故に、或場合の帳簿には、其の顔を現はさぬ高もあるべきが、實際は我々の想像する程の巨額でもなかつた様である、但し兎に角其の預金の御蔭は多かつ

たに相違ない。

第十六 本傳の十

人蔘の賣買——栃木縣の爲替方——京阪神の視察——明治九年の資本——預金の巨額——司法省の預金——銀行條例の改正——華士族の銀行——第三銀行の創立——暖簾店

諸官省御用
達

前に記せし司法省の用達のみならず、此頃には陸軍省の或一部の用達をも勤め、又東京府、其他役場の金銀取扱をも爲たやうである、司法省も本省は云ふに及ばず、主なる各裁判所にも金銀取扱の契約を結び、資金の吸集に断えず其の力を用ひた。

翌八年に至つては、又其の手を栃木縣に伸ばす機會が生じた、其の發端は、同縣の富豪鈴木某なる者が、同地

朝鮮人蔘の栽培輸出

二人組合の事業

明治七年

三十七歳

方の朝鮮人蔘の賣買を企てたに始まる、已に維新前から、
 栃木及び福島の一部等には、朝鮮人蔘の栽培を試みた
 が、此の頃に至つては、其の産出が可なり多額に上つて
 来た、依つて之を買入れて横濱に搬出し、支那商人に賣
 渡すの企である、支那は同品の需要が最も多き地である
 から、此の事業は有利に見えたもので、右の鈴木某は或
 縁故から、善次郎氏の援助を求めた、幸に相談が成立し
 て、二人組合の事業を爲し、四分六分の分配を定め、此
 の年を初めとして、年々其の輸出を試みたが、相應に利
 潤があつた、併し氏の本業に比ぶれば、高の知れたもの
 であるが、兎に角斯る業務を開いた爲めに、氏は頻々
 として往來した、其の間に鈴木縁故からして、栃木縣の
 爲替方用達を、善次郎氏の手に入れる端緒が開けた、是

安田商店出張所

明治八年

三十八歳

栃木東京間の交通

に於て氏は大に其の力を用て、安田商店の出張所を新設
 した。
 當時は未だ汽車の便なく、東京と各地の交通は、甚だ
 不便なるに拘らず、栃木縣廳の所在地なる栃木町は、他
 に比較するに交通容易の場所であつた、道路平坦にて輕
 快の人車を馳するに便なるのみならず、水路にては利根
 川の支流を利用して古河に下り、東京に達する川舟の便
 がある、此の頃は既に小汽船の便が開け、東京栃木間
 を往復せし故に、金銀紙幣を輸送するには、恰好の交通
 機關であつた、是も亦氏が當時栃木に着目せし一因であ
 る、斯くして明治八年の終りには、既に同縣廳と、爲替
 方及び金銀取扱の契約済となつた、是に於てか、同縣の
 定額金は勿論、全縣下の税金まで、總て氏の取扱に歸す

る事となり、是れ亦一の大なる財力と爲た、東京に金銀
 必需の場合には、此の地の餘力を繰廻し、此の地の急場
 には、東京から金銀を廻送し、同縣の金銀集散は總べて
 安田商店の金融上に、大なる勢力を與へた、栃木縣に斯
 く屢々往來するの序があるので、翌年には父を奉じ夫人
 を伴つて、日光見物をなすに至つた。
 其頃東京に於ける氏の業務も大に發展し、前途益々有
 望なるに因り、氏は又其の手を大に關西に揮はんとする
 の志を生じ、此の年の夏海路より大阪に赴いた、先年奉
 公稼の間に一寸一度は、京畿を遊覽せしことありしも、
 此度は始めて緩くりと、諸般の事物を視察した譯である、
 前にも記せし如く大阪の逸身兩替店との爲替取組に依つ
 て、安田善次郎の名聲は、既に大阪の財界に知られて居

た、逸身は大阪の舊家である、之を取組をなすからには、
 東京の安田商店は、堅固にして手廣きものならん、已
 に大阪商人の間に想像されて居たので、此の度の視察に
 も氏は少からざる便利を得て、將來の爲替取組は勿論、
 其の他充分の企畫を立てた、又神戸には此度が始めての
 出張であり、同地の貿易等に付き大に知見を廣めたこと
 勿論である、氏は尙更に長崎までも巡視し、九州一部の
 状態を見て歸京の途に就いた。
 蓋し此の時の視察にて、氏は關西亦た與し易しと考へ
 たものらしい、神戸大阪に向つての營業心算は、始めて
 其の端を此の時に發した、氏は東京に限られたる一兩替
 店を以て満足する人ではない、例の進取氣鋭で、寸を獲
 れば尺を望み、尺を獲れば丈を求むるの壮志が益々現は

れて来た。

明治八年下半年期の決算、則ち明治九年一月三日に於ける棚卸勘定を見るに

一金拾九萬八千五拾三圓三拾五錢一厘

右 古金銀紙幣及び諸公債

所有高の時價

一金拾四萬七千三百八圓五拾八錢三厘

右 貸付金

一金三拾萬五千九百四拾八圓七拾一錢五厘

右 預り金

右の預り金を引去りたる殘高左の如し。

一金三萬九千二百六拾三圓二拾一錢九厘

内譯

一金三萬四千百三拾圓九拾六錢

右は八年上半期の殘高

一金五千百三拾二圓二拾五錢九厘

右は此の半期の利益金となつて居る

右の如く半期五千圓の純益で、一年には已に一萬圓餘の利益ある計算となつて居る。

尙注意すべきは其の預金三拾萬圓の中に、司法省の分は拾六萬二千圓、又栃木縣の分は一萬圓である、外に

陸軍省の分が一萬六千圓とある、左すれば前記せし如く

陸軍の或一部の金銀も取扱つて居た様であるが、これは

一時のものご見え、其の前後には陸軍省の金と看做すべ

きものが見えぬ。倍總額三拾萬圓の中で、拾八萬圓餘は官府の遊金を吸

個人の預り金

集したもので、其の以外は個人の預金で、口数が三拾一口ばかりになつて居る、故に個人の預金も、既に相應の高に上つて居た次第である、尙茲に注意すべきは手元在高拾九萬餘圓の中

一現金一萬九千餘圓

一古金銀千餘圓

一所有地所二拾一箇所

となつて居る、然れば此の頃は既に相應の地面をも手に入れて居たのである。又

一秩祿公債の所有高は拾二萬三千四百七拾五圓

一新公債の高は七萬四百圓

一舊公債の高は拾三萬七百圓

と爲つて居り、公債の總所有高は、幾ぞ三拾萬圓を超え

所有地所二十一ヶ所

所有公債三十萬圓

明治九年

三十九歳

銀行の實ある安田商店

銀行條例發布

銀行の設立

て居る、之を見ても公債證書なる質草が世上に現はれたことが、如何に氏の取引に便宜を與ふるに至つたかを察するに足る、氏は本年が三十九歳で、獨立開店の後十四年目であつた。

東京各地の爲替取組及び預金の受入、貸付等凡そ銀行の本務と目すべき主なる業務は、上記する如く安田商店にては、既に數年前から經驗を積み、其の實は宛然たる銀行の實を立派に行ひ居たものである、是より先、明治五六年と覺ゆ、政府は銀行條例を發布して、兌換券發行の特權を銀行に付與するところとし、三井、小野、島田等の富豪は率先して第一より第五までの銀行を設けた、但し仔細ありて第三銀行だけ出來ずに居た、當時の銀行條例には不備の點があり實行に差支が多かつたが、其の

主なる缺點は、銀行に紙幣を發行する特權を與へたるも、望人の需要次第に、之を正金と引換へて渡さねばならぬ一條である、則ち紙幣を發行する者は、正金引換に備ふる爲め、多額の正金を積み置かねばならぬ事であつた、又若しも金の價が紙幣より貴くなるときは、尙更ら此事は難儀である、故に銀行の働も自然に濫りがちで、更に抄ぐしくなかつた、處で政府は其の後下の如く之を改正した、則ち銀行設立者は秩祿公債を政府に預納し、其の高に應じて紙幣を發行することを得、而して其の紙幣は之を政府發行の紙幣と引換を爲すに止まり、政府の紙幣は政府自ら金銀貨と之を引換るの責に當る事と爲つた、これは銀行の爲に非常な便利である。

右の如く改正した所以は、俸祿に離れた華士族が、空

しく秩祿公債を所有し居ても、前途の生活に窮する者あるべく、其の救助の一法として、彼等に其の所有公債を以て銀行を起さしむるの趣意であつた、華士族の公債所有者は、其の公債にて當然六七朱の利子を得る上に、之を引當として發行した紙幣が、通貨同様世間に流通し、之を貸付けて又一割以上の利息が得られる、左すれば彼等は、秩祿公債で一割七分乃至二割の利益を得る譯となり、彼等には非常の救助となつたのである。

氏は早く此の條例の利益に氣付いたが故に、其の知合の富豪川崎八右衛門、松下市郎右衛門、其の他懇意の有志を結合して、二十萬圓の國立銀行の出願を企てた、二十萬圓の中、氏の持株は八萬圓餘である、他の株主も大抵氏を信用する者のみであるからして、此の銀行は幾ど

第三銀行の
名稱

氏が藥籠中のものであつた、而して此年に銀行設立の願書を提出した、最初はその名稱を東京銀行となしたき志望であつたが、此願は容れられなかつた、是に於てか第三なる名稱を懇望した、前記せし如く此名稱の銀行が今まで無かりし仔細は、大阪の鴻池一派が、曩に出願して第三銀行の名稱を得る筈に爲り居りしも、何か事故ありて其の設立を躊躇し、今に埒があかぬ有様であつた、是に於て大藏當局は、氏の懇請に應じて、此の名稱を與へ第三銀行と稱することとなつた、當時第一銀行は財界に著名なる澁澤氏の管掌に係り、第二銀行は横濱著名の富豪原善三郎氏等の經營に係る、今や第三の行名が安田氏に與へられたとすれば、先づ世間體も大に都合よき次第であり、且第三なる數が、氏にこりては何か縁起よき意

役所の如き
銀行

訓練ある銀
行員

第三銀行の
開業

御店風

味もあつたらしい。諸て各地に華士族の銀行が營業を開始した、處が何れも其の主腦者は、多く士族出か、又は官僚出身の人のみで、且萬事を西洋式に取扱ふ爲め、銀行と云へば、世間では恰も御役所の如き感を爲すに至つた。此の時に當つて、實際に銀行業に經驗ありし者は、蓋し善次郎氏一派丈であつたらう、何となれば是迄假令銀行の名稱をこそ冒さざれ、事實は已に立派に銀行營業をなして居たからである、氏は安田商店の中から此の訓練せる者を引分て、茲に第三銀行を開業したが、他の銀行の御役所風とは全く反對にて、御店風を用ひ、來客にも出入し易からしむる爲に、銀行の店先には、舊の兩替屋の如く、暖簾を下げたものである、(震災まで第三銀行

親切を主とす

は尙店の入口に短き暖簾がぶら下つて居たやうに記憶する、蓋し右は設立當時からの遺風であらう、又客人の取扱も、總べて丁寧親切を旨とし、行員をして成るべく腰を低く、言葉を卑しくせしめ、兩替店の者と同様の行動を取らしめた、且爲替等の事務は無論、手に入つて居るから、第三銀行の評判は頗る宜かつたさうである、氏の兩替店が、早く既に銀行の如き取扱振りをなせし一例を擧ぐれば、預り金に對して、鄭重なる鳥の子紙を用ひて預金證書を作つて居た事を目撃せし人など今尙存して居る、斯る次第で、他銀行から事務見習の爲め、第三銀行に行員を派するなどの事もあつたさうである、斯く第三銀行を創設しても、一方に安田商店は存立して居たのである、第三銀行は、氏が大株主にして掌中の物は言ひなが

他銀行から事務見習

大株主

正戦の機關

奇戦機關の安田商店

ら、他に株主もあること故、其の行務は總べて開放せられ、何事も正しく堂々とやる譯である、故に善次郎氏は之を正戦に用ふるの機關とした、又安田商店は自己一人の物であるから、如何なる貸出方を爲し、如何なる事に之を振向くるも、勝手である、又失敗ありさて之を咎むる者もない、故に奇戦に用ふるには便利である、因つて第三銀行と安田商店とは、之を正奇二様の陣立とした様に思はれる、或は最初それ程の考でもなかつたかも知れぬ、或は偶然の成行かも知れぬが、兎に角第三銀行をば正戦に用ひ、安田商店(則ち後の安田銀行)をば奇戦に用ひたことは、自然と其の形跡がある。

第十七本傳の十一

明治十年の行動 栃木縣下の施設 長閑に
喬縁あるも取入らず 簿記の學習 知識の
欲求 字體の變遷 社會上の地位 安田邸
の購入 鳥居の寄進 茶湯の稽古 府會及
商法會議所議員辭退

明治十年
四十歳
阪神方面へ
旅行
第三銀行支
店を開く

越て明治十年、又大阪神戸方面に旅行した、此の時大
阪に先づ第三銀行の支店を設置して、自分の手で東西兩
地爲替取組の組織を定めた、是が關西に其の羽翼を伸ば
す第一歩であつた。
又此の年には、屢々栃木に往來して、其の根據を固め
るここに盡力した、同縣下の多額の金融を取扱ふには是

栃木に於て
四十一銀行
設立
各地に支店
設置
栃木縣下の
金融掌中に
歸す
西南戦争

迄の如く安田商店の出張所では、最早や間に合はぬ事こ
なり、大規模の機關を設くる必要が生じたので、栃木人
士を結合して、同縣下唯一の有力なる銀行を組織するこ
を企て、遂に許可を得るに至つて、四十一銀行と稱し
た、是に於て同縣下各地の主なる都邑には、同行の支店
及び出張所を置き、此の時に行はれたる郡區改正に應じ
て、各所の官公金の取扱に差支なき迄の設備を備へ、同
縣の金融を左右する勢力は、幾ど氏の手中に歸し、場合
に依つては東京方面にも之を利用する便を得た。
此の年には西南戦争あり、經濟界にも其の餘澤を蒙る
者が多かつた、就中官府を相手とする巨商等は、御用を
勤めて少からぬ利益を得たが、善次郎氏は官府を相手こ
せぬ流儀であつたから、何等不時の利益を得た様に見へ

薩長の二勢力に奮起せす

毛利家との交際

なかつた。尙茲に氏の動靜に就いて感ずべき一事がある、當時は未だ維新を距ること遠からず、改革の原動力たりし薩長二藩の勢力は、官府に於て非常なものであつた、此の大勢力に奮起して利益を得むと欲する商人等は少からぬもので、何等かの傳手を求めて、薩長二藩の主なる人物に取らんとするは、彼等唯一の目的であつたのである、然るに此の間に立ち善次郎氏は、毫も是等の希望がなかつた、其の證據は、氏の夫人房子は長州毛利家に長く奉公せしことは前にも記した通りである、氏が財界に頭角を現はすに従ひ、毛利家の奥向にても房子を遇すること一層の重きを加へ、房子が四季折々に、毛利家の奥向に機嫌伺に出ることには勿論、時こしては奥に留められて、

事業上の關係をつくらす

風變りの人物

獨學自習

一泊して歸ることもありしは、氏の日記中にも屢々見えて居る程である、然れば此の縁故をたざれば、長閥の利物たる井上侯及び其の他に取入ることは容易であつたにも拘らず、氏は更に長閥の人士に交を結ばうともせず、彼等と往來する事さへ幾ど皆無と云て宜い、尤も毛利家の園遊會などに招かれて行く程の間柄であつたが、事業上に於ては交際を求めた等の迹は絶えて見へない、又實際絶無であつた、之を見ても氏が風變りの人物であることが知られる。

又氏は前記せし如く、幼時充分の教育を受け得なかつたが爲に、常に之を憾とし、業務の繁忙にも拘らず、聊かも餘暇あるときは、書籍を獨習して自己の知識を増加することを努めたことは非常である、無論明敏の質であ

銀行事務に通曉

社員に伍して簿記を學習す

盛んなる智慾識

るから、大抵のことは獨學自修し得て、此の頃の主なる人物と交際しても、決して頓馬な應接振など爲す如き事はなかつた、又銀行業務の實際は、既に實行して居たから、洋式の銀行事務の如きも、其の大體を聞けば、忽ち之を理會し得た、又人に就いて修得を要する事は決して質問を恥なかつた、西洋簿記法の如きも日本に其の例なく、銀行の事務を洋式に行ふと共に、西洋簿記を用ひざるを得ずして、各銀行は其の計算に携はる行員等をして、俄に簿記學講習を爲さしめた、氏の部下の行員も亦之を傳習したが、氏自身も親ら彼等に伍して、簿記を學習したものである、而して行員等よりも逸早く之を習得した、其の知識慾の盛んなること此の如くである、又財界以外の事に於ても、世上の人心を動かすべき學說などには、

耳を傾けて留意する質であつた、其の一例を擧ぐれば斯ることもある。

日本にて明治五六年迄は、世上で演説と云ふことを知らなかつた、福澤先生が率先して、演説は歐米にて缺ぐべからざるものゝ爲つて居る、邦人も之を習熟せねばならぬと説き、慶應義塾の食堂を假りの演説場として、日本に始めて試に演説會を開く事となつた、當時余はまだ義塾の書生であつたが、此の時に於る最初の演説者中の一人であつた、其の後、先生は演説を奨励流布せしむる爲め、木挽町の元の厚生館を建築して演説堂となし、之を公開された、右様のところから、我々も頻りに公開演説をしたものである、明治九年頃、米國から、「パチエラ」
I、オフ、ロウ」の學位を得て歸朝した井上良一、江木高

演説聽聞

遠なご云へる若手の人々が大學教授を爲り、傍ら演説會に肩を入れたが、就中江木氏は天性美事な能辯家で、音聲を云ひ、言廻し方云ひ、實に天晴の上手であつた、氏自身も亦第一流の演説家を以て自任し、公開演説をなし始めた、右二氏は福澤先生に親しかりし故に、先生も後援を與へられた、此の江木氏の會主たる演説會は、一月二三回、日を定めて之を兩國の井生村樓に公開するのであつた、其の頃の主なる演説者は江木、井上兩氏及び余の三人で、時折福澤先生も加入せられ、又沼間守一、河津祐之など云へる其の頃の若手の人物も參加するころがあり、一時はなか／＼盛んであつたが、善次郎氏は多忙の身にも拘らず、時々其の聴聞に出懸けたのである、當時余は更に氣付かざりしが、氏の歿後に其の日記を見

て始めて之を知た、然れば氏は若手の新説にも留意して折々聴聞に出懸けたものに見える、是等も普通金儲一方にて他事を顧みざる者は、少しく違つた處が知られる。氏は如何にも器用で且明敏であるから、時世に應じて之と與に推移つて行くことを忘れなかつた、氏の手蹟が最も能く此の事を證據立てる、氏は固より手筋のよき方であつたが、維新前の文久、慶應頃の氏の字を見るに其の頃まで世上に専ら行はれ來つた御家流である、則ち世に所謂俗様であつた、然るに御維新となつて以來、讀書人や書生が時を得て、世事を左右するに至り、官府の事總べて漢學風に變り行き願、伺、届の文言まで、漢文崩に變ぜしは勿論、文字迄も、正楷の漢字となりしは、人の知る所である、氏の書風が亦恰も時代と共に變遷して

圓熟する人
格と手蹟

明治十一年
四十一歳

父を奉じて
駿遠地方へ
の旅行

第十七銀行
勢力圏に入
る

第三銀行の
増資

居る、明治十年頃に至つては、氏の字は己に當世風な唐様の書體で、以前美事に俗様の御家流を書いた人とは見えぬやうである、而して其の晩年に至るほど、益々美事の唐様となつて来た、氏の人格が次第に品格よく進み行つた事が、恰も其の字の變化と一般であつた。

明治十年は上記する如き有様で經過し、越えて十一年氏は又父を奉じて箱根熱海より静岡濱松邊まで遊覽して二十餘日を費した。

氏は財界に於ては、此の年福岡縣博多の第十七銀行と爲替契約を締結した、後年同行が安田關係の銀行になつた緣由は此時からである。

又第三銀行は益々繁昌し、二十萬圓の資本にては到底不足を感じるに至り、増資の企を起して、此の年遂に之

商法會議所
議員に擧げ
らる

栃木縣下の
施設完了

明治十二年
四十二歳

收税預り人

を實行し、茲に三十五萬圓の資本と爲つた。

此の年東京にて始めて商法會議所なるものが設けられ、氏も選ばれて第一回議員の一人と爲つた、氏は最早や財界に於てかゝる場合には、其の名が無くて叶はぬ一人と認めらるゝに至つた。

此の年は尙屢々栃木へ往來して、支店設置の擧に努めたが、同縣下に於ける施設も此の年に至つて略々完成したやうである。

越えて十二年には、氏が社會上に於る地位も既に高まり、各處で催される大夜會、又は大園遊會には、必ず招待せらるべき身分と爲つた、此の年三月安田商店の向側の家より出火したが幸ひに類焼を免れた。

此の年大藏省の出納局に、收税預り人なる者を設くる

東京府會議
員

グラント將
軍接待委員

父を奉じて
伊香保へ旅
行

事となり、氏は之を命ぜられた。

又始めて東京府に東京府會を開く事となり氏は其の第一回の議員に選ばれて就任した。

此の年夏、米國の前大統領グラント將軍が來遊するの

で、東京市民は之を接待する事となり、氏は其の接待委員に擧げられた、又同將軍を上野に饗應するに付、同所

に聖上の御臨幸をも仰ぐこととなり、右の請願委員に

選ばれた、此の夏は右接待で東京は大賑であつたが、氏は

委員たる廉で之等の事に奔走し、極めて多忙であつた、

右の事果て、八月末より父を奉じ夫人を携へて上州

伊香保方面に三十餘日遊んだ。

政府は此の年、海外貿易の取引上、正金の繰廻しをな

さしむる爲め、正金銀行なるものを起こす事となり、善

安田銀行設
立出願

新設成る

次郎氏は其の創立委員として、發起人中に加へられた。

かくの如く我が財界に何等かの新起業あるときは、公

私を問はず、氏は必ず其の創立委員又は發起人に加へら

れ、相談を受けざることなき身分となつた。

前に第三銀行を設けた時にも、安田商店は尙一個人

の商店として其の儘に今日まで経過せしが、已に銀行條

例が發布せられた以上、儼然たる銀行ならではの、貸借爲

替の諸事を大規模に行ひ難くなつて來たので、此の年十

一月に至り、遂に私立安田銀行の設置を出願すること、

なつた、其の資本を二十萬圓として、安田家一族の銀行

とし、株主は安田一門及び縁故者のみである。

又此の年十二月本所區横網町の田安侯の廣大なる邸地

を買入れ、後には儼然たる一邸宅を構へる事となつたが

其の頃或者の落首に「何事もひつくりかへる世の中や、田安の屋敷安田めが買ふ」とあつた云ふ。さて明治十四年には、内國博覽會を開く企あり、其の準備として此の年東京府から、氏を日本橋區出品人總理に命じた。

富山市に於ける、氏の舊宅の所在地たりし鍋屋小路を距る一丁ばかりの處に、愛宕神社がある、無論それは小社であるが、併し場末としては可なりの社殿が建てられて居る、ところが其の鳥居が歳久しく腐朽して、修理を要する場合となつたが、何分陋巷寒家の多き場所柄で、之を如何にもするここが出来ず、空しく歲月を経て來た、氏の父善悦氏は、何にかして之を改造したいものご、多年心懸けて居たが、それ程の力もなく、今日に至つた、

然るに今や其の子の出世を見るに至りしかば、父子相謀りて此の鳥居を寄進するに決したが、儲美事なる御影石の鳥居を作るには、東京に恰好なる良質の石材も少く、且石工も不手際であるごて、大阪にて之を製造せしむる事となり、氏が前きに大阪に至りし節に之を注文し今や其れが出来したので、父善悦氏に請ひ、上方見物旁々大阪に出張して之を検査して貰ふた、儲愈々出來に及び、大阪から之を富山に輸送し、此の年右の神社前に美事なる新鳥居が出現した。

是より先、富山にても、同地出身の善次郎なる者ありて、財界に發展しつゝありこの噂はちら／＼聞へて居たが、右は氏を知る範圍の者に限られ、一般には左まで聞えて居なかつた、然るに此の鳥居の評判からして、同市

父の満足
明治十三年
四十三歳
類焼

中一般に、氏の姓名が始めて喧傳さるゝに至つた云ふ、右は同市の老人等の話である、善悦氏の多年の希望は茲に満足せられ、其の舊里の故老に對して、大に面目を施し得意極まつた事と思はれる。

社
共濟五百名

此の年、成島柳北氏等と謀つて共濟五百名社と云へるものを起した、右は今の生命保險會社類似のもので、社員が一定の掛金を爲し置き、凶事ある時互に助け合ふ仕組であつた。

今や氏の心身には多少の餘裕を生ずる時代と爲るに至り、其の多趣味なる天性は自然と現はれ來り、此の年から茶湯の稽古を始めた、茶事は餘程の好見え、是より

茶の湯の稽古

一生絶えず茶道に心懸け、斯道の交友は年々共に擴がり行くことゝなつた右は氏の日記に據るが、氏は六七年前から、己にほつゝ其の道を心懸け、其の頃或師匠の家で、氏に逢ふた云ふ老人さへも存生して居る、然れば以前から己に始めて居たらしい。

起債の修正
建議

此の年の春、東京府知事松田道之氏が、市内に防火線を設くる爲め、府債を起すの議案を提出した、氏は府會議員の一人として未だ起債の時機にあらざるを痛論し、其の修正建議を提出した、六回ばかり討議の末、遂に多數を以て、氏の修正案を通過せしめた、是れより後、幾くならずして、府會議員及び商法會議所議員をも辭職した、其の理由は、多事にして自家業務の發展に少からず不便を與へらるゝが爲めと云ふに在つた。

公職を辭す

同年夏より又寶生流の謡曲の稽古を始めた、氏は壯年の頃、頗る俗曲に巧で、富本などは得意であつたが、其の品のわるきを感じたご見へ、中ごろから之を見合せてりしが、此の頃に至り高尚なる能樂に其の心を向け始めた、右は自己の位置の高まるに顧みる所があつた爲め、又一族店員社員の若手共に、何等か音曲上の趣味を與ふるには、謡曲が最も上品にて弊害少しご考へたからである、是より後氏の一族中の少年青年等には、必ず謡曲を學ばせることにした、蓋し此の高尚なる能樂に興味を有するごきは、他の鄙俚なる俗曲に足を踏入るゝ悞れ少きご、又青年の慰には何物にか其の熱を噴出せしめねばならぬものご考へたからである、故に今に至るまで、安田一族の中には、謡曲の心得なき者なく、中には幾ぞ黒人

の壘を摩する者すらあるに至つた。

第十八本傳の十二

安田銀行の設立—夫婦京畿の遊覽—新設農商務省の爲替方—二省二縣の遊金吸收—滿て驕らず

明治十三年
安田銀行の
開業
四十三歳
栃木地方の
巡視
京阪遊覽

明治十三年に安田銀行が開業となりて、安田商店が安田銀行と改稱し、愈々儼然たる一の銀行となつた。此の年も氏は、屢々栃木地方に出張して、四十一銀行及び同縣下の各支店を巡視し、聊かも油斷失敗なからしむる爲め、十分の警戒を與へた。此の年夏季に於ては、夫人を伴て京阪地方遊覽の途に上つた、先づ其の途次江之島に立寄り、湯本箱根等に遊び、静岡より濱松に向ひ、豊橋を経て伊勢に出で、内宮

大阪銀行業
者之會見

外宮を參拜し、二見ヶ浦に遊び、それより三本松に出で、大和路を巡り、有名なる初瀬の觀音、三輪の社を參拜して奈良見物を爲し、法隆寺に至り、神武御陵をも拜し、高野山に參詣して、同地より堺を経て、大阪に着した、右は専ら遊覽の爲めであつたけれども、氏は傍ら各地の財界を視察して、其の金融狀況にも、留意したらしい、大阪に於ては銀行業者等と會見して、此の地に於ける業務の發達を計畫し、それより京都に赴き、大津に遊び、三井寺、石山寺に參詣し、引返して伏見の稻荷を拜し、京都より大阪に歸り、有馬の温泉に赴き、同所より神戸に出で、須磨舞子の勝景を賞し、神戸より玄海丸にて歸京した、此の行は氏に取つては珍らしき長旅で七月三十日に東京を發せしより、四十餘日を費した。

岩代羽前地
方出張

第三十一銀
行

類
焼

此の頃公債證書の價格が、下落の傾ありて、尠からず不便を受る者多きより、價格維持の方法を獻策し自ら大藏省に出頭して之を陳述した。

此の年の晩秋には、岩代羽前地方に出張したが、先づ栃木に至り、各支店の帳簿現金を検査し、宇都宮、太田、原、白河を経て、若松に着し、同地の第三十一銀行の重役等と會合し、其の帳簿を検査し、同銀行に關係するの端を開いた、初冬には若松を發し、中山峠を越えて松川宿より福島町に着し、それより白河に出で、宇都宮、鹿沼の兩支店を検査し、又足利佐野に行き、銀行支店の検査を爲して歸京した、右の如く氏は各地に於ける既得の勢力を確立し、且新領域を擴むる事を怠らなかつた。

臺所が類焼の厄に會ふた、罹災の細民に對して、恆例の通り若干の惠與金を爲した。

明治十四年
四十四歳
千葉縣へ出
張
第九十八銀
行

明治十四年となり、三月一日豫定の第二回内國勸業博覽會が開かれた、前記せし如く氏は日本橋區出品者の總代理人たりしかば是等の事の爲めに慌しかつた、此の年は千葉縣にも出張し、同地の第九十八銀行の帳簿を検査した、右は同行が不振にて有力者の援助を求むるの必要を生じ、氏に請求せし所あるに因る、是より遂に同行に助勢を與ふる事となり、氏は又千葉縣にも其の手を伸ばすに至つた、併し同地には第九十八銀行の外二三の銀行もありしかば、未だ同縣下の全金力を握る場合には至らなかつた、但し後年第九十八銀行が、大に勢力を同地方に張るの端緒は、此時に始つたのである。

又此の年末までに、福島縣若松の銀行を助勢するの相
談が進行して、氏の手は又福島縣までも伸ぶる端が開け
た、此の年は以上各所に勢力を伸ばす外、又氏の大發展
を助くべき時機が到来したのである、從來政府内閣の仕
組は、政府第一流の有力者が各省の卿となり、其の下に
大輔少輔を置き、右各省の卿が内閣に集つて、各其所
管の事務を提出し、大事は閣議を経て、之を決行するこ
とであつた、則ち内閣の首脳者等は、出ては各省を分掌
し、入りては内閣を組織する仕組であつた、此の仕組は
最も適當の、最も普通な方法であつたが、當時種々の事
情より、此の仕組を一變するが宜いこの議が起り、第一
流の有力者等は凡て内閣に集まり、各省の卿には別の人
物を以て之に任じ、内閣の諸參議は、内閣中に部門を置

て、各省の卿を統括するに云ふ事となつた。
尙右の説明として、例の財界に重大の關係ある大藏省
に就て云へば、從來は大隈伯が大藏卿であり、又參議に
して内閣の一員であつた、然るに此度の新法に依れば、
大隈伯は太政官參議として、内閣專任となり、大藏卿に
は佐野常民氏が之に任ぜられた、以前各省に在つて舊時
の卿の下に働いた若手などは、此の變革と共に皆太政官
に移つて其の書記官となつた、例せば中上川彦次郎氏が
舊時は外務卿井上氏の下に外務大書記たりしが、井上氏
が外務を去り内閣專任の參議に任ぜらるゝと共に、内閣
大書記官に轉じた如きである、余の如きも、舊時に於て
大藏大書記官であつたが、此の時同省を去つて太政官大
書記官となり、内閣に於ける財政の部に勤務した様な次

第である。

政府は此の新組織を行ふと同時に、始めて農商務省を新設し、河野敏鎌氏を以て其卿と爲し、品川彌二郎氏を以て大輔とした、此の内閣の變革は、偶然にも間接に善次郎氏の大發展を助る一段階となつたのである、其の仔細は今や一省を新設するに付ては、其の定額金を取扱ふべき爲替御用方が新に出來ねばならぬ、同省の定額金は、其の時壹百拾壹萬餘圓であつたからして、其の取扱を命ぜらるゝ者は、巨額の遊金を預かる譯である、是に於てか其の用達を希望する者が三四人現はれた、其の中で最有力なるは第一に善次郎氏であり、第二には川村傳衛氏である、雙方の財力より言へば、其頃の川村は無論善次郎氏の敵ではないが、併し川村家は舊家であり、江戸時

代にはなかく、名の知られた家柄であり、且つ此の時も一の銀行頭取であつたが、實は其の家運が已に衰へかけて居て、内輪の事情に通ずる者の目には、あまり安全の状態とは思はれなかつた、品川大輔は之を知らずして川村氏に許可せんこと、河野卿は善次郎氏に許可せんこと、一寸二氏の間衝突を生じたが、品川氏も川村家の現狀を探知するに及んで其の主張を中止した、一省の御用達として適當なる技倆と力量とは善次郎氏の方に團扇の揚るの元より當然であるから、遂に善次郎氏が其の許可を得ることゝ爲つた、之れは頗る公平なる處置とせねばならぬ、其の頃は今日の如く會計規則も未だ嚴密ならず、且官府の金銀取扱機關も備はらなかつたから、同省百餘萬圓

の定額金は大藏省より之を一二期に受取り、其の全額は
 擧げて之を爲替用達方に委託したものである、無論擔保
 物は徴收し居るも、其の高は取扱金の何分の一に過ぬ、
 而して此の百餘萬の金は、總べて無利息である、善次郎
 氏が此の許可を得たのは、是れ亦鬼に金棒で、且一方に
 は此の頃の司法省の定額金も、既に幾百萬に増加して居
 たから、司法、農商務、兩省の遊金が、總て皆な氏の掌
 中に歸したとすれば、其の金力が俄に偉大となりしは、
 想像するに難からぬ。

此の年の秋には、世間にて所謂明治十四年の政變が起
 つた、則ち内閣の一大更迭を生じた、抑々明治十年以後
 有栖川宮、三條、岩倉、三大臣以外の大員則ち參議の筆
 頭は大久保利通氏で、氏は當時の中心勢力であつた、然

るに明治十一年氏が遭難逝去の後、大隈伯が筆頭參議
 となつた、薩長の勢力は政府内に重を爲して居たにも拘
 らず、大隈伯は一身の力量を以て最高の地位と權力
 を支持して來た、大久保氏の存生中から、大藏省方面
 經濟界の事は、既に大隈伯の獨占であつて、久しき間の
 實權者であつたが、今や氏は此の十四年の變動の爲に退
 き、松方伯が代つて財界の權力を握る事となつた、それ
 のみならず此の政變の爲め、河野敏鎌氏も亦辭職し、品
 川大輔が其の後を襲ふて卿となつた、併し善次郎氏の爲
 替御用の契約は、既に取結ばれて居たから、此の更迭も
 氏の業務には何の差障りもなかつた。

今や善次郎氏の掌握する金力、即ち預り金に付ては、
 司法省、農商務省に加ふるに栃木全縣の用達で、是等の

金力を合すれば、其の一年の取扱高は實に幾百萬圓の巨額に達するに至つた。

斯る場合に於て、大抵の者は多く失敗を招くのである、何となれば、凡そ世上にて取扱金が漸次に膨脹するときは、其の貸付繰廻しも亦漸次に擴まるからして、左程の失脚はないのであるが、之に反して俄然と二三倍の大金を一時に取扱ふに至つては、不行届の貸附、貸出を爲し、回收不可能に陥る口が増加するは、世上の常である、若し尋常人ならんには、恐らく此の時に於て、回收不可能なる大失敗の種子を蒔いたであらう、然るに流石善次郎氏は、例の細心緻密の特性を發揮して、少しも貸出、貸附の手を緩めぬ、總べての貸附貸出に對する擔保品の嚴選に至つては、些の隙間もなかつた、凡そかゝる大金を

満ちて驕ら

吸集するところは、他人と雖ごも或は爲し得たかも知れぬが、此の吸集した大金を少しの缺損なく繰廻して、毫も回收不能のものなからしめたところは、獨り之を善次郎氏のみに見望むべき技倆である、氏の致富の要訣は、蓋し此の邊に存して居る。

第十九 本傳の十三

非常に對する準備—取引の膨脹—準備の不
足—屈竟の機關—日本銀行の創立—同銀行
の理事—最初の割引局長

金融貸借の業務を營む者に在つては、或場合に俄然この痛手である、彼等が平生受入る預金は定期もの計りではない、當座口も少からぬ故に、其の引出しが一時に輻湊する時は、如何なる有力者でも、之に應ずるは難澁である、若し下手を働くときは、忽ち年來の信用を失墜するること勿論である、故に預金の性質に依つては、多く之を受入るゝは、却つて難儀と認められる程の者である。

官省の預金

此の一段に至つては、官省の預金は頗る便宜で、年度首には巨額に上り、年度末には皆無に歸することも、其の引出しは決して一時に來る悞れなく、一定の高を十二箇月に割つて、漸次に之を引出し行くに過ぎぬ、故に、些の心配を要せぬ。
然るに民間の預金は之に反して何時取付けられるやも知れぬ、又銀行の信用に、聊かでも疑點を挾む者があること、一齊同時の取付に會ふこと勿論である、左ればさて、是等の當座預金に對して、常に充分の豫備金を空しく積み置くときは、氏が豫ねてよりの商略たる有りたけの金を繰廻す譯には行かぬ、氏が未だ官省府縣の預金を吸集せざりし時代に於ては、臨時巨額の支拂に對し如何なる手段を以て之に應じたかを案ずるに、氏は其の頃の有力

なりし個人の富豪に結んだ、則ち中井新右衛門さか又は長井利右衛門さか、其の他屈指の二三富豪と親交を爲し、或場合には彼等の便を達する代りに、又或場合には彼等の力を集むる事と爲して居た、其の頃氏の使用人にして、今日に生存する人々の話を聞くに、氏は必要の場合に、是等の富豪の許に駈付けて、折々用を辨じたものであると言ふ、右は事實の様である。

然る處氏の業務が年を逐ふて大發展を爲すに従ひ、官府以外民間の預金も非常の巨額となるに至つたから、最早や右等諸人の力にては之に應ずるに足らぬ、何さかし、更に應急の別法を請じ置かねばならぬ事となつた、銀行條例の發布以來、財界には多數の仲間銀行が成立したが、何れも未だ有力さは云へぬ、僅に自ら支ふるに足

る位のものである、殊に士族銀行の多きが爲め、貸廻不行届にて自家の整理にさへ手廻り兼ねる者少からぬ、其の間に於て眞に頼るべき者は唯三井銀行、第一銀行等の二三に過ぎぬ、然れども今や賣出しの新店として、世間に好評を博し、信用厚き善次郎氏としては、是等銀行の助を受くるは面白からぬ事情もあり、内心之を屑しごしなかつた、蓋し氏の心中にては是等銀行の引立を受けず、飽迄も獨力を以て推通し、あはよくば是等銀行をも凌駕せんこの大志があつたかも知れぬ、それも無理からぬことである、是が氏の苦心の存する所で、明治十四年に至つて、氏の唯一の畫策は蓋し之に在つたに相違ない、然るに茲に又氏の發展に資すべき、偏強なる一大機關が現れた、それは則ち明治十五年日本銀行の設立

である、夫の英蘭銀行(バンク)、オフ、イングラント)が英國財界の中心勢力を爲りて、國內金融の調節を計る如く、我が國も早晩右と同様の働きを爲す大日本銀行なるものを設立するの必要は、先年より朝野財界の人々が既に之を感じて居た處であつたが、松方伯が大藏卿となるに及び、痛切に之を感じ、明治十五年愈よ日本銀行設立の計畫を始めた、歐米の銀行業務は書類にて大抵之を取調べ、其の研究に不足なきも、日本實際の銀行業務に至つては、最も實驗ある人物に就いて其意見を徵せねばならぬ、是に於てか松方伯は、善次郎氏と數次會合して、日本に於ける銀行業務實際の便不便を聴取し、西洋式を折衷斟酌する事となつた、斯くして此の時に、氏は伯の顧問格であつた、政府の議愈々熟するに及び、茲に日本銀行創立

委員の選任を爲り、氏も其の任命を蒙つた、其の時同行最初の總裁に擬せられたるは吉原重俊氏であつた、氏は大隈伯時代より既に大藏の少輔大輔を経て、我が財政には實験あり、殊に濃厚にして徳望もあつた、維新前後に鹿兒島藩から秀才五六名を選抜洋行せしめた際に、氏も亦其の中の一入であつた、故に氏は實に此の職務には適任者である、又氏を總裁として之を助くるに富田鐵之助を以てした、此の人も早き頃の洋學者で、適任と言ふて宜い、そして舊來の商人で此の時委員に加はりしは、三井派の三野村利助と善次郎氏兩人であつた記憶する、氏は是より數次の會合に出席して、業務の開設に必要な諸條件を議定した、此の年十月同銀行の開業間際に氏は創立事務御用掛を

免ぜられ、慰勞ごして白縮緬一匹を下賜され、更めて日本銀行理事を拜命した、そして十月十日に同銀行も愈々開業の式を擧げた。

銀行内の諸局は皆樞要ならぬものはないが、貸出を掌る所の割引局は、其の中でも最重要の地位である、而して開業最初の割引局長囑託は、則ち善次郎氏であつた、銀行内の實務に於て、氏が如何に重きを爲して居たか、察せられる、日本銀行は國內大銀行の求めに應じ、預金、貸出の中心で、其の勢力は絶大である、故に普通銀行にして一朝有事の場合、即ち銀行取附等の危急の際に、飛込んで金融を求むべき所は則ち此の銀行である、善次郎氏は今や必要の場合に援助を受くべき此の大切なる機關を得たのである、氏の財界の地位より言へば、正面より

申込でも相應の便宜を得らるべきに、況や銀行創立の初より、其の諮議に携はり、大藏省の大官は勿論、銀行内の重役等、苟も日本金力の樞軸に携はるほどの人々とは懇意親交の間柄ならざる者なき身こそすれば、日本銀行より融通を受ることは内輸の相談にても、直に埒あく程のものである、其の便宜は他の何れの銀行よりも多に相違ない、是に於てか氏の發展に資すること益々甚大に言はねばならぬ、併し斯る時機に際し、斯る便宜を得るに至つたのも、畢竟は氏が常に知識を増加するに努め、其の人格が地位と共に向上したる結果である、然らずんば、何人も氏を日本銀行の重役に擢用するを避けたであらう、換言すれば氏は當時財界顯要の地位に在る人々こそ、對等の交際をなして恥しからぬ迄に人格を進めて居たからで

ある、如何に巨富を擁すればこそ、其の人格が卑下ならんには、決して此の如き地位職任を得る譯には行かぬ。下に記することは餘談に屬するけれども、二三年後に氏が北海道の北部に遊んだ時の記録に「北洋盛夏肝膽寒」の句を得た事を手記してある、之を見るに、氏は此の頃に既に詩作の初步位は心得て居たやうである、一方に大貨殖をなしつつ、一方に斯く優しき文學の嗜好あるは、氏一流の特長である、最早や此の時代の善次郎氏は、如何に考ふるも、幼時寺子屋のみの教育に終た人とは思はれぬ程に向上して居た。

此の年の春は、大阪神戸に赴き、支店及び關係銀行の取締りを爲し、又小田平兵衛なる者が小田銀行を起すに付き、其の規則を起草して助勢を與へた、此の小田なる

人は、先年氏が大阪の逸身商店に爲替取引を開くに當り、大に盡力し呉れた一人である、且其の後も大阪に於ける氏の活動に加勢したのに酬ゆる爲である。

尙大阪に於ては同地の銀行家連を招待して、益々其の顔を廣くする事を努めた、又京都に赴き其の財界を視察し、神戸を経て歸京した、右は此の年春初のことである、又東京に於ては是迄取引せる紀州の岩橋徹輔の經營せる第四十四銀行が營業振面白からざるに至りし爲め、同行を引受けて、第三銀行に合併するの企を始めた、又初夏には栃木方面より宇都宮を廻り、各支店を警戒した、氏は少しにても餘暇あれば、苟も寧處するところなく、必ず各地部下の検査に廻るころである、其の健康と精力は實に絶倫である、此の年八月に至り第四十四銀行を第三銀行

倉庫會社の設立

明治十六年
四十六歳

行に合併するの許可を得て、之を實行した。
 此の年九月、横濱の豪商茂木惣兵衛東京の朝吹英二、
 馬越恭平等諸氏と、倉庫會社の設立を相談した、此の頃
 に至つては日本に於ける凡そ目欲しき企業には、何れの
 方面にても、必ず氏の加入を請はざる者なき身分となつ
 た、此の倉庫會社は、此の年十一月に開業した、此の年
 十二月には日本銀行が大坂に其の支店を設けた。
 明治十六年春三月、大藏省は銀行局長加藤濟、日本銀
 行の富田鐵之助、三野村利助、澁澤榮一、及び善次郎諸
 氏を集めて、銀行條例の改正案を諮問し、氏も亦其の意
 見を陳ずる所があつた、四月に於ては日本銀行開業の祝
 典を擧るることとなり、氏は同行重役と共に、横濱在留の
 外國銀行の重役等を祝宴に招いた、此の年五月には第三

日本銀行の爲めに努力す

富山縣爲替方拜命

古金買入方
資本金拜借

大阪行

銀行の華客百二十餘名を、向島の八百松樓に招き、將來
 益々發展するの企なごを吹聴した、又同月には、運輸會
 社より日本銀行に對し其の手形三十萬圓割引の申込あり
 其の可否を同銀行にて評議する等のことがあつた、しか
 し斯く同銀行の爲めに餘程時間を費すこと多きを迷惑に
 感じた様子が見える、此の年六月富山縣の爲替方を拜命
 した、又同月には大藏省國債局に出頭して古金買入方資
 本金拜借を申出た、蓋し氏が從來古金の買収に熟れ居る
 が爲め、同省より古金買入れの事を氏に託するの内命あ
 りしに付き、其の資本を借用する譯である、同月大阪の
 日本銀行支店が、開業の祝典を擧ぐる爲め盛宴を張つた、
 氏も重役の一人として同地に赴き、尙其の暇を以て、宇
 治の平等院、釣殿等を見物した。

第二十本傳の十四

明治十六年の歸郷—親戚故舊の賑恤—富山
縣の爲替方—双方與に失す—將來投資の方
面—拙著會

歸郷

二十五年前
の少年岩
次郎

善次郎氏は此時大阪からの歸途、久々にて故郷富山に歸る事とし、從者二名を伴ひ、敦賀、金澤を経て富山に着した、當時日本の財界に於て、氏は既に著名有力の銀行家たる地位を占め、勢力は隆々として日々に加はり社會上の交際に於ては、朝野第一流の人物と、對等の往來をなすほどの身分となり、今又財界中心の一大勢力たる日本銀行に於て、理事の要地を占むるに至つた、夫の富山町外れの陋巷に生れ、赤裸々の身を以て、二十五年前

に郷里を出た一少年岩次郎としては、實に人を驚かすに足るべき出世である、當時氏は其の年齒尙四十六歳の男盛りで、此の先き尙如何程發展すべきか測知すべからずと、心ある人々の注意を惹いて居た折柄である、彼の少年が此の度の歸郷は、實に是れ錦を衣て故郷に歸つたものである。

氏の歸郷するや、富山にては知事、書記官は云ふ迄もなく、郡區長等の如きまで、氏に對して相當の敬禮を拂ふは勿論、氏の親戚故舊は、氏の出世を以て彼等の誇とする次第で、此の年の歸郷は、蓋し氏の生涯に於ける、大快心の一に數ふべきものであつた、同地滞在の間、諸知人の出入や諸所の歡迎等は、一々記する迄もない。氏は歸郷するや、直に祖先の菩提所なる安田村の西圓

快心の歡迎

寺に参詣して其の墓を祭り、又母氏の里方なる太田家の菩提所等にも参詣した、猶富山に於ける親戚故舊の爲に、彼等の負債は悉皆之を償却し遣りしのみならず、後來生活の憂ひなからしむるの法を定め、且主なる親戚及び舊來恩義ある人々に對しては、毎年若干宛終身年金を與ふるの約を定めた、又寺々にも相應の寄附をなし、茲に氏は全く郷里の親縁に對する平生の宿志を遂げた譯である、右親戚中にも、母氏の里方なる太田家に對しては、殊に其意を用ひた。

氏は斯く郷里の事共を遺憾なく處置した後、直江津より信州に入り歸京した、右に記する、氏が郷里に於ての處置は、無論氏の意中より出たものではあるが、父善悦氏が平生より望んで居た所であることは勿論である、

今や我が子が斯る異數の出世をなし、郷里の人々には羨望の的となり、歸郷に際しては、親戚故舊、菩提所まで斯く行届いたる處置を爲したことは、善悦氏に取つて如何ばかり嬉しかるべきか、蓋し善悦氏の爲めにも、亦生涯に於ける一の最大快心の事たりしならん。

此の年夏、氏は父を奉じ家族を携へ、避暑の爲め箱根に出遊し、其の附近を遊覽した、今や其の志を得ること共に、稍々心身の餘裕を生じた譯に見ゆ。

是より先、氏は富山縣官と謀つて、縣の爲替方御用達を引受る相談を始めたが、歸京後に至り遂に其の命を拜した、併し此事は、氏に取て餘り得策ではなかつた、寧ろ小失錯の一と見るべきである。

其の仔細は、銀行條例發布の後、富山縣にても、士族

富豪等共同して相應の一銀行を設立し、既に幾分か官公金の取扱を爲しつゝあつた、然るに今や安田銀行支店の爲めに、此の大切なる一利源を奪ひ去らるゝとせば、彼等が何條指を咬えて引込むべき、第一には土地の多數株主の利益を減削せられ、第二には縣下の游金は預金となりて、安田銀行支店から東京に持去らるゝ懼れありとし、同地に於て次第に善次郎氏に對する反抗の氣勢を昂めて來た、右の反感は無論一部の人士に限られ、同市全般の人氣ではなかつたが、併しながら多數の有力者等は、皆暗に不快の念を懷き、氏の行爲の不都合なるを唱へ、其の筋に陳情書を提出して、排斥がましき舉動をなすに至つた。

今日から公平に之を評すれば、双方共に失して居る、

善次郎氏の此の舉も、氏に取りては不利であつたが、富山人士の舉動も、亦彼等に不利であつた、若し此の時に於て彼等が初より快よく氏と提携し、彼が郷里に手を伸さんとするを好機として、深く之と相結び、氏の財力を利用して同地の物産開發の資源たらしめたならば、同地の發展はなか／＼今日の比では無かつたであらう、然るに却て之を排斥し、後年迄其の力を借らざりしが爲め、同地の發展は遅れたる觀がある、彼等も後年に至り始めて其の非を悔い、氏と提携するに至つたが、若し前きに早く此舉に出でしならば、彼我双方の爲に非常の便宜であつたであらう。

又善次郎氏としては、此の時既に司法、農商務二省の外、尙栃木、福島の御用を勤め、資金に不足を感じぬ場

合であるから、小なる一の富山縣などを相手とせずして、郷里の事業は、寧ろ之を同地の人士に譲り、爲替方の利益も擧げて之を彼等に提供し、尙且出來るだけの助勢を郷里物産の開發に與ふるを惜まなかつたならば、郷里に於ける其の聲望は非常であつたに違ひない、然るに上記する如き双方感情の行違ひから、此の後幾年間、互に疎隔の傾を生じたのは遺憾の次第である、富山人士の當時の處置が、甚だ彼等にも不利であつたことは、今日同地の父老が懺悔話に爲す所である、而して當時氏も亦郷里の人氣が斯く面倒なるに鑑み、斯る土地に小面倒なる紛紜を見るを面白からずして、其の煩を避け、爾後當分の間は、同地の事業には寧ろ關係を避くるの方針に出たやうである、氏が同市に數萬圓を寄附して工藝學校を設

一番番頭逝

け、同市の開發に資した如き舉は、幾年かを経て、双方の感情が次第に融和した後の事であつた。元治元年安田商店開業當座より、番頭の首位に在りて、永年忠勤を勵みし峰澤徳兵衛が此年に病歿した、依つて善次郎氏は其の後事を處置し、懇に遺族の成立を圖つて遣つた、是より前に同人の勤功を賞する爲め、已に一商店を開かしめ、小兩替業兼油屋を經營せしめて居たのであるが、尙ほ其死後に懇情を盡して世話をなした。前にも述べし如く氏が其の業務に於て、最初に全力を注ぎし所は、資金の吸集であつた、則ち如何にして巨額の金員を我手に握るべきか、言換れば如何にして多くの預金を吸集すべきかであつた、然る所氏の計畫が圖に中り、其の信用の廣まるに共に、預金の高は年々増大し、

殊に官府の遊金を取扱ふてより以來、氏の苦心する所は、此の巨額の資金を如何なる方面に向つて、如何に安全に繰廻し得べきかの一事であつた、今や金力吸集の方便は既に備はつた、此の上は如何に之を放下運用すべき乎が氏の苦心する所と爲つた。
東京以外の地としましては、先づ其の力を關西に用ひんか、將た之を東北に用ひんか、之が損徳の分かるゝ所である、右の際に於て氏は寧ろ東北を先にすることを選んだ、右は當然のことである、何となれば、氏の新興の財力を以てするも、大阪關西方面には、舊來の富豪が頗る多い、之と對抗すれば、力を用ふるこゝが容易でない、且大阪以西は遠隔である、之に比すれば、東北は、東京を距ること遠からず、殊に有力なる對抗者は幾ど絶無である、

是に於てか氏の慧眼は、關西を措て、先づ東北に注がれた、加ふるに東北には尙不便の地多く、有力者も少なき爲め、關西に比して、金利が非常に高分である、是れが又氏の東北を選んだ一因である。
右の商略を實地に施行する爲め、氏は翌十七年夏に至り、先づ北海道に向つて出發した、函館に着し小樽に赴き、札幌に至り幌内炭坑等を視察し、一たび函館に引返した、是より先、同地の銀行にて、氏の助勢を請ふ者ありしを以て既に取引を開いて、之を助け居たりしに因り、氏は函館を以て、北海道發展の根據地とし、尙函館より釧路及び厚岸に赴き、根室に廻り、此の地に在る山田銀行支店の状況を調査し、更に千島に至り、國後の硫黄山を調査した、これは北海道の硫黄事業者より、往々資金